



発行 東京都

目次

12

条 例

- 審理、喚問、聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………(総務局)…三
- 東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…三
- 東京都知事の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…三
- 東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…三
- 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…三
- 東京都職員定数条例の一部を改正する条例……………(同)…三
- 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…三
- 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…六
- 東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例……………(同)…三
- 東京都帰宅困難者対策条例……………(同)…三
- 東京都人事委員会委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………(東京都人事委員会)…四
- 東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例……………(東京都選挙管理委員会)…五
- 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…五
- 東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………(東京都監査委員)…五

- 東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例……………(財務局)…五
- 東京都都税条例の一部を改正する条例……………(主税局)…六
- 東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…七
- 東京都固定資産評価員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…七
- 東京都収用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………(東京都収用委員会)…七
- 東京都新しい公共支援基金条例の一部を改正する条例……………(生活文化局)…六
- 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例……………(同)…六
- 東京都消費生活条例の一部を改正する条例……………(同)…三
- 東京都消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例……………(同)…三
- 計量法関係手数料条例の一部を改正する条例……………(同)…三
- 東京都計量受託検査条例の一部を改正する条例……………(同)…三
- 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例……………(東京都教育委員会)…三
- 東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…三
- 都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…三
- 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例……………(同)…三
- 東京都立図書館条例の一部を改正する条例……………(同)…四
- 東京都建築審査会条例の一部を改正する条例……………(都市整備局)…四
- 東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例……………(福祉保健局)…四
- 東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例……………(同)…五
- 東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例……………(同)…五
- 東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例……………(同)…六
- 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例……………(同)…八
- 東京都認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…凸

- 東京都福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例……………(同)…二五
- 東京都地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例……………(同)…二七
- 興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…二九
- 旅館業法施行条例の一部を改正する条例……………(同)…二〇
- 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…二〇
- 墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…二〇
- 東京都社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………(同)…二〇
- 東京都介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………(同)…二〇
- 東京都介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………(同)…二〇
- 東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例……………(同)…二〇
- 東京都立看護専門学校条例の一部を改正する条例……………(同)…二〇
- 東京都後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例……………(同)…二〇
- 東京都介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例……………(同)…二〇
- 東京都立ナーシングホーム条例の一部を改正する条例……………(同)…二〇
- 東京都障害児通所給付費等不服審査会条例……………(同)…二〇
- 東京都心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例……………(同)…二〇
- 東京都障害者支援施設等に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…二〇
- 東京都知的障害者援護施設条例を廃止する条例……………(同)…二〇
- 東京都身体障害者更生援護施設条例を廃止する条例……………(同)…二〇
- 東京都肢体不自由者自立ホーム条例の一部を改正する条例……………(同)…二〇
- 東京都児童福祉施設条例の一部を改正する条例……………(同)…二〇
- 東京都立療育医療センター条例の一部を改正する条例……………(同)…二〇
- 東京都立肢体不自由児施設条例の一部を改正する条例……………(同)…二〇
- 東京都立重症重度心身障害児者施設条例の一部を改正する条例……………(同)…二〇
- 東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例……………(同)…二〇
- 東京都立病院条例の一部を改正する条例……………(病院経営本部)…二二

- 東京都工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例……………(産業労働局)…二二
- 東京都森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例……………(同)…二二
- 東京都森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例……………(同)…二三
- 東京海区漁業調整委員会委員及び東京都内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…二三
- 東京都海上公園条例の一部を改正する条例……………(港湾局)…二四
- 東京都労働委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………(東京都労働委員会)…二四
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例(環境局)…二四
- 東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…二四
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例……………(同)…二五
- 東京都霊園条例の一部を改正する条例……………(建設局)…二〇
- 東京都葬儀所条例の一部を改正する条例……………(同)…二〇
- 東京都河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例……………(同)…二三
- 警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例……………(東京都公安委員会)…二三
- 東京都公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…二三
- 警察参考人等に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…二三
- 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…二三
- 警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例……………(同)…二三
- 東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例……………(東京消防庁)…二六
- 東京都消防関係手数料条例の一部を改正する条例……………(同)…二六
- 火災予防条例の一部を改正する条例……………(同)…二七
- 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例……………(総務局)…二六

条例のあらまし

●審理、喚問、聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (条例第八号)

- 一 費用弁償の種類及び額を改めます。
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第九号)

- 一 知事及び副知事の給料月額を引き下げます。
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都知事の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一〇号)

- 一 知事の給料等の減額措置を延長します。
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一一号)

- 一 附属機関の構成員の報酬の限度額等を引き下げます。
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二二号)

- 一 非常勤職員の報酬の限度額等を引き下げます。
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都職員定数条例の一部を改正する条例 (条例第二三号)

- 一 職員の定数を改めます。
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一四号)

- 一 特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二四年四月一日ほかから施行します。

●市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一五号)

- 一 市町村が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二四年四月一日ほかから施行します。

●東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例 (条例第二六号)

- 一 基金の額を改めます。
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都帰宅困難者対策条例 (条例第一七号)

- 一 事業者に従業者の一斉帰宅の抑制と従業者の三分の食糧等の備蓄についての努力義務を課します。
- 二 駅、集客施設等における利用者保護、学校等における児童、生徒等の安全確保の努力義務を課します。
- 三 都と事業者等が連携協力して安否情報の確認、災害関連情報等の提供のための基盤整備等を行います。
- 四 都立施設や都関連施設を一時滞在施設として指定するとともに、一時滞在施設の確保に向けて国、区市町村、事業者に対して協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備します。

- 五 代替輸送手段や災害時帰宅支援ステーションを確保するとともに、災害関連情報等を提供するなどして、安全かつ円滑な帰宅を支援します。
- 六 この条例は、平成二五年四月一日から施行します。

●東京都人事委員会委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第一八号)

- 一 人事委員会委員の給料及び報酬の額を引き下げます。
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例 (条例第一九号)

- 一 選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の報酬の額を引き下げます。
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二〇号)

- 一 選挙長等の報酬の額を引き下げます。
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二一号)

- 一 監査委員の給料及び報酬の額を引き下げます。
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二二号)

- 一 東京都議会議員の議員報酬の額を引き下げます。
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都税条例の一部を改正する条例 (条例第二三号)

- 一 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方税法特別法等に関する暫定措置法の一部を改正する法律 (平成二三年法律第一一五号) の施行等に伴い、所要の改正を行います。
- (一) 個人住民税

退職所得に係る個人住民税の一〇パーセント税額控除を廃止します。

平成二六年度から平成三三年度までの間、均等割の税率を一、〇〇〇円から一、五〇〇円に引き上げます。

(二) 都たばこ税

税率を引き下げます。(旧三級品以外 一、五〇四円から八六〇円、旧三級

品 七一六円から四一一円)

(三) 不動産取得税

東日本大震災により被災した農地の所有者等が、都内に代替農地を取得した場合における特例措置を設けます。

(四) 都市計画税

小規模住宅用地に係る軽減措置を継続します。

- 二 この条例は、平成二五年一月一日ほかから施行します。

●東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二四号)

- 一 東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬の額を引き下げます。
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都固定資産評価員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二五号)

- 一 東京都固定資産評価員の報酬の額を引き下げます。
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都収用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(条例第二六号)

- 一 収用委員会委員及び予備委員の報酬の額を引き下げます。
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都新しい公共支援基金条例の一部を改正する条例 (条例第二七号)

- 一 新しい公共支援事業交付金事業が平成二五年九月三〇日まで延長されることに伴い、条例の効力を失う日を延長します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 (条例第二八号)

- 一 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律 (平成二三年法律第七〇号) の施行に伴い、特定非営利活動法人の認定制度等に関する規定を設けるほか、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都消費生活条例の一部を改正する条例 (条例第二九号)

- 一 東京都消費生活対策審議会答申に基づき、消費者被害の救済を図る取組の強化のため、東京都消費者被害救済委員会に係る規定を改めます。
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例 (条例第三〇号)

- 一 地方消費者行政活性化交付金事業を平成二四年度まで延長することに伴い、条例の効力を失う日を延長します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●計量法関係手数料条例の一部を改正する条例 (条例第三一号)

- 一 手数料の上限額を改定するほか、計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令 (平成二二年政令第一三四号) の施行による計量法施行令 (平成

五年政令第三二九号) の改正に伴い、規定を整備します。

- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都計量受託検査条例の一部を改正する条例 (条例第三二号)

- 一 手数料の上限額を改定します。
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例 (条例第三三号)

- 一 学校職員の定数を改めます。
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (条例第三四号)

- 一 東京都教育委員会委員の報酬の額を引き下げます。
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 (条例第三五号)

- 一 補償基礎額を改定するほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都立学校設置条例の一部を改正する条例 (条例第三六号)

- 一 東京都立芸術高等学校、東京都立府中特別支援学校、東京都立武蔵台特別支援学校、東京都立府中朝日特別支援学校及び東京都立南大沢学園特別支援学校を廃止します。
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都立図書館条例の一部を改正する条例 (条例第三七号)

一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第一〇五号）の施行による図書館法（昭和二十五年法律第一一八号）の改正に伴い、東京都立図書館協議会の委員の任命の基準を定めます。

二 この条例は、平成二十四年四月一日から施行します。

●東京都建築審査会条例の一部を改正する条例（条例第三八号）

一 費用弁償の種類及び額を改めます。

二 この条例は、平成二十四年四月一日から施行します。

●東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（条例第三九号）

一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三七号）の施行による老人福祉法（昭和三十三年法律第一三三号）の改正に伴い、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めます。

二 この条例は、平成二十四年八月一日から施行します。

●東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（条例第四〇号）

一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三七号）の施行による老人福祉法（昭和三十三年法律第一三三号）の改正に伴い、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めます。

二 この条例は、平成二十四年八月一日から施行します。

●東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（条例第四一号）

一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三七号）の施行による介護保険法（平成九年

法律第一二三号）の改正に伴い、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めます。

二 この条例は、平成二十四年八月一日から施行します。

●東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（条例第四二号）

一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三七号）の施行による介護保険法（平成九年法律第一二三号）の改正に伴い、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めます。

二 この条例は、平成二十四年八月一日から施行します。

●東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（条例第四三号）

一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三七号）の施行による児童福祉法（昭和二十二年法律第一六四号）の改正に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めます。

二 この条例は、平成二十四年四月一日から施行します。

●東京都認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第四四号）

一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三七号）の施行による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成一八年法律第七七号）の改正に伴い、認定こども園の認定に係る要件を定めます。

二 この条例は、平成二十四年四月一日から施行します。

●東京都福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（条例第四五号）

一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の施行による障害者自立支援法（平成一七年法律第一二三号）の改正に伴い、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めます。

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（条例第四六号）

一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の施行による障害者自立支援法（平成一七年法律第一二三号）の改正に伴い、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めます。

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例（条例第四七号）

一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第一〇五号）の施行による興行場法（昭和二十三年法律第一三七号）の改正に伴い、興行場の設置場所の基準に係る条例の制定権限等が特別区及び保健所を設置する市に移譲されるため、基準の特例に係る規定等を改めます。

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●旅館業法施行条例の一部を改正する条例（条例第四八号）

一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第一〇五号）の施行による旅館業法（昭和二十三年法律第一三八号）の改正に伴い、営業者が講じるべき衛生措置の基準に係る条例の制定権限等が特別区及び保健所を設置する市に移譲されるため、意見聴取に係る規定を改めます。

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第四九号）

一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第一〇五号）の施行による公衆浴場法（昭和二十三年法律第一三九号）の改正に伴い、公衆浴場の設置場所の配置の基準に係る条例の制定権限等が特別区及び保健所を設置する市に移譲されるため、設置場所の配置の基準に係る規定等を改めます。

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例の一部を改正する条例（条例第五〇号）

一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第一〇五号）の施行による墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四八号）の改正に伴い、墓地等の経営許可権限等が特別区及び市に移譲されるため、条例の趣旨に係る規定等を改めます。

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第五一号）

一 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金事業が平成二四年度まで延長されることに伴い、条例の効力を失う日を延長します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第五二号）

一 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金事業及び介護支援体制緊急整備等臨時特例

交付金事業が平成二四年度まで延長されることに伴い、条例の効力を失う日を延長します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例 (条例第五三三号)

一 介護職員処遇改善等臨時特例交付金事業が平成二四年度まで延長されることに伴い、条例の失効等に係る規定を改めます。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例 (条例第五四号)

一 手数料の額を改定するほか、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 (平成二三年法律第七二号) による介護保険法 (平成九年法律第一二三号) の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都立看護専門学校条例の一部を改正する条例 (条例第五五号)

一 授業料、入学科及び寄宿舎使用料の額を改定します。

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (条例第五六号)

一 後期高齢者の保険料率の増加の抑制を図るため、東京都後期高齢者医療財政安定化基金に係る拠出率及び処分の特例を設けます。

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (条例第五七号)

一 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 (平成二三年法律第七二号) の施行による介護保険法 (平成九年法律第一二三号) の改正

に伴い、保険料率の増加の抑制を図るとともに、介護保険に関する事業に要する経費に充てるため、東京都介護保険財政安定化基金の処分の特例を設けます。

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都立ナーシングホーム条例の一部を改正する条例 (条例第五八号)

一 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 (平成二三年法律第七二号) の施行による介護保険法 (平成九年法律第一二三号) の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都障害児通所給付費等不服審査会条例 (条例第五九号)

一 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律 (平成二二年法律第七一号) の施行による児童福祉法 (昭和二二年法律第一六四号) の改正に伴い、障害児の保護者に対する特別区及び市町村の障害児通所給付費等に係る処分についての審査請求の事件を取り扱わせるため、東京都障害児通所給付費等不服審査会を設置します。

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例 (条例第六〇号)

一 東京都心身障害者福祉センターの身体障害者更生施設機能を移転するとともに、宿泊室を廃止します。

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都障害者支援施設等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第六一号)

一 障害者自立支援法 (平成一七年法律第一二三号) に基づく障害者支援施設又は障害福祉サービス事業を行う事業所への移行に伴い、東京都東村山福祉園等を設置します。

二 都立施設改革に伴い、東京都清瀬療護園を社会福祉法人に移譲するため廃止するほか、規定を整備します。

三 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都知的障害者援護施設条例を廃止する条例 (条例第六二号)

一 障害者自立支援法 (平成一七年法律第一二三号) に基づく障害福祉サービス事業を行う事業所への移行に伴い、東京都江東通動寮等を廃止します。

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都身体障害者更生援護施設条例を廃止する条例 (条例第六三号)

一 障害者福祉事業に係る社会情勢の変化に伴い、東京都清瀬園を廃止します。

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都肢体不自由者自立ホーム条例の一部を改正する条例 (条例第六四号)

一 東京都八王子自立ホームが行っている身体障害者授産施設支援を障害者自立支援法 (平成一七年法律第一二三号) に基づく障害福祉サービス事業に移行するほか、規定を整備します。

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都児童福祉施設条例の一部を改正する条例 (条例第六五号)

一 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律 (平成二二年法律第七一号) の施行による児童福祉法 (昭和二二年法律第一六四号) 及び障害者自立支援法 (平成一七年法律第一二三号) の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都立療育医療センター条例の一部を改正する条例 (条例第六六号)

一 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律 (平成二二年法律第七一号) の施行による児童福祉法 (昭和二二年法律第一六四号) 及び障害者自立支援法 (平成一七年法律第一二三号) の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都立肢体不自由児施設条例の一部を改正する条例 (条例第六七号)

一 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律 (平成二二年法律第七一号) の施行による児童福祉法 (昭和二二年法律第一六四号) の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都立重症重度心身障害児者施設条例の一部を改正する条例 (条例第六八号)

一 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律 (平成二二年法律第七一号) の施行による児童福祉法 (昭和二二年法律第一六四号) 及び障害者自立支援法 (平成一七年法律第一二三号) の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都ふぐの取扱い規制条例の一部を改正する条例 (条例第六九号)

一 東京都食品安全審議会答申に基づき、ふぐ加工製品の取扱い等に係る規定を設けるほか、規定を整備します。

二 この条例は、平成二四年一〇月一日ほかから施行します。

●東京都立病院条例の一部を改正する条例 (条例第七〇号)

一 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二二年法律第七一号)の施行による児童福祉法(昭和二二年法律第一六四号)及び障害者自立支援法(平成一七年法律第一二三号)の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例(条例第七一号)

一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二三年法律第一〇五号)の施行による工場立地法(昭和三四年法律第二四号)の改正に伴い、準則の制定権限が特別区及び市に移譲されるため、条例の対象区域に係る規定を改めるほか、規定を整備します。

二 この条例は、平成二四年四月一日ほかから施行します。

●東京都森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例(条例第七二号)

一 森林整備加速化・林業再生基金事業が平成二六年度まで延長されることに伴い、条例の効力を失う日を延長します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都森林整備地域活動支援基金条例の一部を改正する条例(条例第七三号)

一 森林整備地域活動支援交付金事業が平成二八年度まで延長されることに伴い、条例の効力を失う日を延長するほか、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京海区漁業調整委員会委員及び東京都内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第七四号)

一 東京海区漁業調整委員会委員及び東京都内水面漁場管理委員会委員の報酬の額を引き下げます。

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都海上公園条例の一部を改正する条例(条例第七五号)

一 東京都立春海橋公園の一部及び東京都立昭和島南緑道公園を特別区に移管することに伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都労働委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第七六号)

一 労働委員会委員の報酬の額を引き下げます。

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例(条例第七七号)

一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二三年法律第一〇五号)の施行による騒音規制法(昭和四三年法律第九八号)等の改正に伴い、騒音を規制する地域の指定権限等が特別区及び市に移譲されるため、工場等に適用する規制基準に係る規定を改めるほか、所要の改正を行います。

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例(条例第七八号)

一 民法等の一部を改正する法律(平成二三年法律第六一号)の施行による民法(明治二九年法律第八九号)の改正に伴い、浄化槽保守点検業者の登録要件に係る規定を改めます。

二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例 (条例第七九号)

- 一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (平成二十三年法律第一〇五号) の施行による鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成一四年法律第八八号) の改正等に伴い、標識の寸法に関する規定を設けるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都霊園条例の一部を改正する条例 (条例第八〇号)

- 一 樹林型合葬埋蔵施設を新設するとともに、使用料等の上限額を改定します。
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都葬儀所条例の一部を改正する条例 (条例第八一号)

- 一 使用料の上限額を改定します。
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例 (条例第八二号)

- 一 占用料の種別を新設するほか、占用料等の額を改定します。
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例 (条例第八三号)

- 一 地方警察職員の定員を改めます。
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (条例第八四号)

- 一 東京都公安委員会委員の報酬の額を引き下げます。
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●警察参考人等に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (条例第八五号)

- 一 費用弁償の種類及び額を改めます。
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例 (条例第八六号)

- 一 盗撮行為の規制を強化するとともに、押し買い行為及び性風俗店等へのスカウトのため公共の場所で待つ行為を規制するほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二四年七月一日から施行します。

●警視庁関係手数料条例の一部を改正する条例 (条例第八七号)

- 一 運転経歴証明書の再交付手数料に係る規定を設けるほか、道路交通法施行令の一部を改正する政令 (平成二十三年政令第四一一号) の施行に伴い、手数料の額を改定します。
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例 (条例第八八号)

- 一 消防職員の定数を改めます。
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●東京都消防関係手数料条例の一部を改正する条例 (条例第八九号)

- 一 浮き蓋付きの特定屋外タンク貯蔵所の設置許可に関する手数料を設けます。
- 二 この条例は、平成二四年四月一日から施行します。

●火災予防条例の一部を改正する条例 (条例第九〇号)

- 一 蓄電池設備に係る防火安全対策を推進するため、リチウムイオン蓄電池を用いた蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準に係る規定を設けるほか、規定を整備

します。

二 この条例は、平成二十四年四月一日ほかから施行します。

●都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（条例第九一号）

- 一 特別区の行政に要する経費の測定単位ごとの単位費用の額を改めます。
- 二 この条例は、平成二十四年四月一日から施行します。

条 例

審理、喚問、聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

東京都知事 石 原 慎太郎

●東京都条例第八号

審理、喚問、聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

審理、喚問、聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例（昭和三十一年東京都条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表中「航空賃	実 費」を	「航空賃	実 費
		車 賃	に、「九、

八〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の審理、喚問、聴聞等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発した旅行に係る費用弁償について適用し、同日前に出発した旅行に係る費用弁償については、なお従前の例による。

東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

東京都知事 石 原 慎太郎

●東京都条例第九号

東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

東京都知事等の給料等に関する条例（昭和二十三年東京都条例第二百二号）の一部を次のように改正する。

別表(一)中「一、四九四、〇〇〇円」を「一、四八六、〇〇〇円」に、「一、二一九、〇〇〇円」を「一、二一三、〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

東京都知事の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

東京都知事 石 原 慎太郎

●東京都条例第十号

東京都知事の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例

東京都知事の給料等の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に改める。

第二条中「平成二十三年四月から平成二十四年三月まで」を「平成二十四年四月から平成二十五年三月まで」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公

布する。

平成二十四年三月三十日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第十一号

東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年東京都条例第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「三万五千八百円」を「三万五千六百円」に改める。

別表中「一万五千六百円」を「一万五千五百円」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第十二号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表一中「三二、九〇〇」を「三二、七〇〇」に、「六六〇、〇〇〇」を「六五七、〇〇〇」に、「一一、〇〇〇」を「一〇、九〇〇」に、「二四、〇〇〇」を「二三、九〇〇」に、「四八二、〇〇〇」を「四七九、〇〇〇」に、「二二、一〇〇」を「二二、〇〇〇」に、「四四七、〇〇〇」を「四四五、〇〇〇」に、「三三七、〇〇〇」を「三三五、〇〇〇」に改める。

別表三中「一七、四〇〇円」を「一七、三〇〇円」に、「三五六、〇〇〇円」を「三五四、〇〇〇円」に、「一五、五〇〇円」を「一五、四〇〇円」に、「三一〇、〇〇〇円」を「三〇八、〇〇〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

東京都職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第十三号

東京都職員定数条例の一部を改正する条例

東京都職員定数条例（昭和二十四年東京都条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表一の項中「二四、二五一人」を「二四、〇九六人」に、「三一人」を「三三人」に改め、同表二の項中「六、六五四人」を「六、六一六人」に、「四、〇五三人」を「四、〇一三人」に、「二、六三九人」を「二、五五九人」に、「一三、三四六人」を「一三、一八八人」に改め、同表七の項中「六八〇人」を「六七五人」に改め、同表合計の項中「三八、六〇七人」を「三八、二八九人」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第十四号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表二の項ハ中「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同表三の項から五

の項までを次のように改める。

三から五まで 削除

第二条の表七の項を次のように改める。

七 都市計画法(昭和四十三年法律第百号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの。ただし、開発行為等の規制に関する事務に限る。

イ 法第二十九条第一項及び第二項の規定による開発行為の許可

ロ 法第三十四条第十三号の規定による既存の権利者からの届出の受理

ハ 法第三十四条の二第一項(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による開発行為に係る当該国の機関又は都道府県等との協議

ニ 法第三十五条第二項(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による許可又は不許可の通知

ホ 法第三十五条の二第一項の規定による開発行為の変更の許可及び同条第三項の規定による軽微な変更の届出の受理

ヘ 法第三十六条第一項の規定による工事完了届の受理、同条第二項の規定による検査及び検査済証の交付並びに同条第三項の規定による工事完了の公告

ト 法第三十七条第一号の規定による工事完了公告前における建築物の建築又は特定工作物の建設の承認

チ 法第三十八条の規定による工事の廃止の届出の受理

リ 法第四十一条第一項(法第三十四条の二第二項(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。))及び法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による市街化調整区域内の開発許可に係る建築物の建築制限の指定

ヌ 法第四十一条第二項ただし書(法第三十四条の二第二項(法第三

各特別区

十五条の二第四項において準用する場合を含む。))及び法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による建築の特例許可

ル 法第四十二条第一項ただし書の規定による工事完了公告後における予定建築物等以外の建築物又は特定工作物の新築等の許可

ヲ 法第四十二条第二項の規定による国が行う行為に係る当該国の機関との協議

ワ 法第四十三条第一項の規定による市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における建築物又は第一種特定工作物の新築等の許可

カ 法第四十三条第三項の規定による同条第一項本文の建築物又は第一種特定工作物の新築等に係る当該国の機関又は都道府県等との協議

ヨ 法第四十五条の規定による開発許可に基づく地位の承継の承認

タ 法第四十六条の規定による開発登録簿(以下この項において「登録簿」という。)の調製及び保管

レ 法第四十七条第一項(法第三十四条の二第二項(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。))及び法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による登録簿への登録、同条第二項及び第三項の規定による登録簿への附記、同条第四項の規定による登録簿の修正並びに同条第五項の規定による登録簿の閲覧及び写しの交付に関する事務

ソ 法第七十九条の規定による許可等における条件の付加

ツ 法第八十条第一項の規定による報告又は資料の提出の要求、勧告及び助言

ネ 法第八十一条の規定による監督処分等

ナ 法第八十二条第一項の規定による立入検査

第二条の表九の項イ(3)中「基準」を「規準」に改め、同項ロ(1)中「都の建築主事の確認対象となる建築物等」を「建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百四十九条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物その他の工作物(第二号に掲げる建築物その他の工作物にあつては、この条例の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとした場合の当該建築物その他の工作物を除く。以下「都の建築主事の確認対象となる建築物等」という。)」に、「たい積」を「堆積」に改め、同表十の項及び十一の項を次のように改める。

<p>十 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第六十六条第一項の規定による土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築(都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものを除く。)(又は物件の設置若しくは堆積に係る許可。ただし、都が施行する第一種市街地再開発事業の施行地区内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築(建築基準法に基づく建築主事の確認を要しないものに限る。)(に係るものを除く。)</p> <p>ロ イに掲げる許可に当たつての法第六十六条第二項の規定による施行者に対する意見の聴取</p> <p>ハ イに掲げる許可に係る法第六十六条第三項の規定による条件の付加</p> <p>ニ イの許可を受けずに行われた行為又はハの条件に違反した行為に係る法第六十六条第四項の規定による原状回復命令及び移転除却命令並びに同条第五項の規定による代執行及び公告</p> <p>十一 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの。ただし、都、独立行政法人都市再生機構及び東京都住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業</p>	<p>各特別区</p> <p>各特別区</p>
---	-------------------------

業に係るものを除く。

イ 法第三十三条第一項の規定による個人施行の住宅街区整備事業の認可

ロ イに掲げる認可に係る法第三十六条において準用する土地区画整理法第九条第三項の規定による公告及び図書の送付

ハ 法第三十六条において準用する土地区画整理法第十条第一項の規定による個人施行の規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可並びに同条第三項において準用する土地区画整理法第九条第三項の規定による公告及び図書の送付

ニ 法第三十六条において準用する土地区画整理法第十一条第四項の規定による一人施行から共同施行になった場合における規約の認可、同条第七項の規定による施行者に変動が生じた場合における届出の受理及び同条第八項の規定による公告

ホ 法第三十六条において準用する土地区画整理法第十三条第一項の規定による個人施行者の住宅街区整備事業の廃止又は終了の認可及び同条第四項において準用する土地区画整理法第九条第三項の規定による公告

ヘ 法第三十七条第一項の規定による住宅街区整備組合(以下この項において「組合」という。)の設立の認可

ト 法第五十一条において準用する土地区画整理法第二十条第一項(同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)(の規定による事業計画の縦覧、同法第二十条第二項(同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)(の規定による当該事業計画に対する意見書の受理、同法第二十条第三項(同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)(の規定による当該意見書の処理並びに同法第二十条第五項(同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)(の規定による当該事業計画の修正に係る申告の受理及び

当該事業計画の修正部分に係る手続の執行

- チ へに掲げる認可に係る法第五十一条において準用する土地区画整理法第二十一条第三項の規定による公告及び図書の送付
- リ 法第五十一条において準用する土地区画整理法第二十九条第一項の規定による組合の理事の氏名及び住所の届出の受理並びに同条第二項の規定による公告
- ヌ 法第五十一条において準用する土地区画整理法第三十九条第一項の規定による組合の定款又は事業計画の変更の認可並びに同条第四項の規定による公告及び図書の送付
- ル 法第五十一条において準用する土地区画整理法第四十五条第二項の規定による組合の解散の認可及び同条第五項の規定による組合の設立についての認可を取り消した場合又は組合の解散の認可をした場合の公告
- ヲ 法第五十一条において準用する土地区画整理法第四十九条の規定による決算報告書の承認
- ワ 法第五十一条において準用する土地区画整理法第五十条第三項の規定による組合の合併に伴う組合設立認可の申請の受理及び同条第四項の規定による合併する組合の一方が合併後存続する場合の定款等の変更の認可
- カ 法第七十二条第一項の規定による換地計画の認可
- コ 法第八十一条第一項の規定による換地計画の変更の認可
- ク 法第八十三条において準用する土地区画整理法第百三条第三項の規定による換地処分に係る届出の受理及び同条第四項の規定による公告
- レ 法第八十七条第一項の規定による施設住宅の一部等の譲渡に係る届出の受理
- ロ 法第八十七条第二項の規定による買取りの協議を行う者の決定及び当該決定に係る通知
- ツ 法第八十七条第四項の規定による買取りを希望する地方公共団体

等がない旨の通知

ネ 法第九十五条第三項の規定による住宅街区整備事業の施行の促進を図るため必要な措置の命令

ナ 法第九十六条において準用する土地区画整理法第二百二十四条第一項から第三項までの規定による個人施行者に対する監督等

ヲ 法第九十六条において準用する土地区画整理法第二百五条の規定による組合に対する監督等

第二十条の表十二の項イを次のように改める。

イ 建築基準法施行令第四百九条第一号及び第二号に掲げる建築物(第二号に掲げる建築物にあつては、この条例の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとした場合の当該建築物を除く。以下「都の建築主事の確認対象となる建築物」という。)に係る事務のうち、次に掲げるもの(建築物の敷地が市(武蔵野市、三鷹市及び調布市を除く。)の区域にまたがるものにあつては、当該敷地の管轄面積において当該市の管轄面積が最大となるものを除く。)

第二十条の表十二の項ハ中「(7)から(10)までに掲げるもの以外のものにあつては、」を削り、同項ハ中(4)から(11)までを削り、(12)を(4)とし、(13)を(5)とし、(14)を削り、(15)から(18)までを(6)から(9)までとし、同項中ニを削り、同項ホ中「二」を「ハ」に改め、同項中ホをニとし、同表二十の項を次のように改める。

二十 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例(平成二十三年東京都条例第三十六号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもので、延べ面積が一万平方米以下の建築物に係るもの

イ 条例第十条第二項及び第四項の規定による特定沿道建築物の所有者(所有者と管理者とが異なる場合においては、管理者)が知事に報告すべき報告書の受理

ロ 条例第十一条第一項の規定による沿道建築物の所有者等に対する

各特別区(対象となる建築物の敷地が、二以上の行政区域にまたがる場合は、その敷地の管轄面積
--

耐震化に関する指導及び助言

ハ 条例第十一条第二項の規定による沿道建築物の所有者に対する耐震診断に関する指示

ニ 条例第十四条の規定による特定沿道建築物の所有者に対する耐震改修等に関する勧告

ホ 条例第十五条第一項の規定による条例第十条第二項及び第四項、第十一条第二項並びに第十四条の規定の施行に必要な限度における沿道建築物の所有者（所有者と管理者とが異なる場合においては、管理者（条例第十条第二項及び第四項に係る部分に限る。））への報告の要求及び立入検査

ヘ 条例第二十一条の規定による条例第十条第二項又は条例第十五条第一項による報告を行わなかった者に対する過料の適用

が最大となる特別区

第二条の表二十五の項中イを削り、ロからホまでをイからニまでとし、同項中「ホ」を「ニ」に改め、同項中へをホとし、同表二十六の項を次のように改める。

二十六 削除

第二条の表三十五の項ハ中「第三十四条の十一第一項」を「第三十四条の十二第一項」に改め、同項ニ中「第三十四条の十一第二項」を「第三十四条の十二第二項」に改め、同項ホ中「第三十四条の十一第三項」を「第三十四条の十二第三項」に改め、同表四十の項を次のように改める。

四十 削除

第二条の表四十六の項へからチまでを次のように改める。

へ 条例第二十条第一項第五号及び第六号の規定による手数料の徴収
ト 卸売市場外における事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 条例第十七条第一項の規定による届出の受理
- (2) 条例第十七条第二項の規定による届出済票の交付及び遵守事項等の説明
- (3) 条例第十七条第三項の規定による届出事項の変更の届出の受理及び書換えを

した届出済票の交付

(4) 条例第十七条第四項の規定による届出済票の再交付の申請の受理及び届出済票の再交付

(5) 条例第十七条第五項の規定により返納される届出済票の受理

(6) 条例第十七条第六項の規定による廃止の届出の受理

(7) 条例第十七条の二第二項の規定による届出者の地位の承継の届出の受理及び書換えをした届出済票の交付

(8) 条例第十八条の二の規定による必要な措置の命令並びに販売等の禁止及び停止の命令

(9) ふぐの取扱いを行う営業に係る条例第十九条第一項の規定による報告の要求及び立入検査

(10) 条例第十九条の二の規定による違反者（ふぐ加工製品の取扱いに係る者に限る。）の公表

チ 卸売市場内における事務のうち、次に掲げるもの

(1) 条例第十七条第一項の規定による知事に対して行うべき届出の受理

(2) 条例第十七条第二項の規定により知事が発行した届出済票の交付及び遵守事項等の説明

(3) 条例第十七条第三項の規定による知事に対して行うべき届出事項の変更の届出の受理及び知事が書換えをした届出済票の交付

(4) 条例第十七条第四項の規定による知事に対して行うべき届出済票の再交付の申請の受理及び知事が再発行した届出済票の交付

(5) 条例第十七条第五項の規定により知事に返納される届出済票の受理

(6) 条例第十七条第六項の規定による知事に対して行うべき廃止の届出の受理
(7) 条例第十七条の二第二項の規定による知事に対して行うべき届出者の地位の承継の届出の受理及び知事が書換えをした届出済票の交付

(8) ふぐの取扱いを行う飲食店営業等に係る条例第十九条第一項の規定による報告の要求及び立入検査

(9) 条例第二十条第一項第七号及び第八号の規定による手数料の徴収

第二条の表四十六の項中リを削り、同項又中「リ」を「チ」に改め、同項中ヌをリとし、同表四十七の項イ(1)中「許可」の下に「及び条例第四条第二項の規定による条件の付加」を加え、同表五十四の項中チからヲまでをリからワまでとし、トの次に次のように加える。

チ 旧法第二十七条第二項の規定による照射録の徴取及び検査（診療所に係るものに限る。）

第二条の表六十一の項中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条の規定による」を削り、同表六十四の項中「。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの」を「」の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの」に改め、イからハまでを削り、同表六十五の項ラ中「薬局開設」を「薬局開設者」に、「製造販売業」を「製造販売業者」に、「製造業の」を「製造業者に対する」に改め、同項中エからサまでを削り、キをエとし、同項ユ中「改正法附則第六条第一項及び」を削り、同項中ユをテとし、メを削り、同項ミ中「改正法附則第六条第一項及び」を削り、同項中ミをアとし、同項シ中「改正省令附則第四十二条」を「改正省令附則第二条に規定する既存薬局開設者及び改正法附則第九条第一項の規定により店舗販売業の許可を受けた者とみなされた者からの提出に係る改正省令附則第四十二条」に改め、同項中シをサとし、同表六十五の二の項を次のように改める。

六十五の二 削除

第二条の表六十七の項中「及び同条例の施行のための規則に基づく事務のうち、同条例」を削り、同表七十二の項中「越える」を「超える」に改め、同表七十五の二の項を削り、同表七十六の項を次のように改める。

七十六 削除

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条の表六十五の項の改正規定は同年六月一日から、同表四十六の項の改正規定は同年十月一日から施行する。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第十五号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

例

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表二の項ハ中「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同表五の項ロ(1)及び(2)中「各市町村」を「各町村」に改め、同項ロ中(3)から(13)までを削り、同項ロ(14)から(17)までの規定中「各市町村」を「各町村」に改め、同項ロ中(14)から(17)までを(3)から(6)までとし、同表七の項イ(3)中「基準」を「規準」に改め、同項ロ中「建築基準法」の下に「（昭和二十五年法律第二百一十号）」を加え、「たい積」を「堆積」に改め、同表八の項及び八の二の項を次のように改める。

八 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号。以下この項

において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 法第六十六条第一項の規定による土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築（建築基準法第四条第一項又は第二項の規定により市が置く建築主事の確認又は当該建築主事への計画の通知を要する建築物に係るものに限る。）又は物件の設置若しくは堆積に係る許可
ロ イに掲げる許可に当たつての法第六十六条第二項の規定による施行者に対する意見の聴取

九市

<p>ハ イに掲げる許可に係る法第六十六条第三項の規定による条件の付加</p> <p>ニ イの許可を受けずに行われた行為又はハの条件に違反した行為に係る法第六十六条第四項の規定による原状回復命令及び移転除却命令並びに同条第五項の規定による代執行及び公告</p>	<p>府中市</p>
<p>八の二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号。以下この項において「法」という。）に基づき事務のうち、次に掲げるもの。ただし、都、独立行政法人都市再生機構及び東京都住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業に係るものを除く。</p> <p>イ 法第三十三条第一項の規定による個人施行の住宅街区整備事業の認可</p> <p>ロ イに掲げる認可に係る法第三十六条において準用する土地区画整理法第九条第三項の規定による公告及び図書の送付</p> <p>ハ 法第三十六条において準用する土地区画整理法第十条第一項の規定による個人施行の規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可並びに同条第三項において準用する土地区画整理法第九条第三項の規定による公告及び図書の送付</p> <p>ニ 法第三十六条において準用する土地区画整理法第十一条第四項の規定による一人施行から共同施行になった場合における規約の認可、同条第七項の規定による施行者に変動が生じた場合における届出の受理及び同条第八項の規定による公告</p> <p>ホ 法第三十六条において準用する土地区画整理法第十三条第一項の規定による個人施行者の住宅街区整備事業の廃止又は終了の認可及び同条第四項において準用する土地区画</p>	

<p>整理法第九条第三項の規定による公告</p> <p>ヘ 法第三十七条第一項の規定による住宅街区整備組合（以下この項において「組合」という。）の設立の認可</p> <p>ト 法第五十一条において準用する土地区画整理法第二十条第一項（同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の縦覧、同法第二十条第二項（同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による当該事業計画に対する意見書の受理、同法第二十条第三項（同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による当該意見書の処理並びに同法第二十条第五項（同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による当該事業計画の修正に係る申告の受理及び当該事業計画の修正部分に係る手続の執行</p> <p>チ ヘに掲げる認可に係る法第五十一条において準用する土地区画整理法第二十一条第三項の規定による公告及び図書の送付</p> <p>リ 法第五十一条において準用する土地区画整理法第二十九条第一項の規定による組合の理事の氏名及び住所の届出の受理並びに同条第二項の規定による公告</p> <p>ヌ 法第五十一条において準用する土地区画整理法第三十九条第一項の規定による組合の定款又は事業計画の変更の認可並びに同条第四項の規定による公告及び図書の送付</p> <p>ル 法第五十一条において準用する土地区画整理法第四十五条第二項の規定による組合の解散の認可及び同条第五項の規定による組合の設立についての認可を取り消した場合又は組合の解散の認可をした場合の公告</p> <p>ヲ 法第五十一条において準用する土地区画整理法第四十九条の規定による決算報告書の承認</p>

- ワ 法第五十一条において準用する土地区画整理法第五十条第三項の規定による組合の合併に伴う組合設立認可の申請の受理及び同条第四項の規定による合併する組合の一方が合併後存続する場合の定款等の変更の認可
- カ 法第七十二条第一項の規定による換地計画の認可
- ヨ 法第八十一条第一項の規定による換地計画の変更の認可
- タ 法第八十三条において準用する土地区画整理法第三百三条第三項の規定による換地処分に係る届出の受理及び同条第四項の規定による公告
- レ 法第八十七条第一項の規定による施設住宅の一部等の譲渡に係る届出の受理
- ソ 法第八十七条第二項の規定による買取りの協議を行う者の決定及び当該決定に係る通知
- ツ 法第八十七条第四項の規定による買取りを希望する地方公共団体等がない旨の通知
- ネ 法第九十五条第三項の規定による住宅街区整備事業の施行の促進を図るため必要な措置の命令
- ナ 法第九十六条において準用する土地区画整理法第二百二十四条第一項から第三項までの規定による個人施行者に対する監督等
- ラ 法第九十六条において準用する土地区画整理法第二百二十五条の規定による組合に対する監督等

第二条の表十の項中「市の建築主事の確認対象となる建築物」を「建築基準法第四条第一項又は第二項の規定により市が置く建築主事の確認又は当該建築主事への計画の通知を要する建築物（以下「市の建築主事の確認対象となる建築物」という。）」に改める。

第二条の表十三の項を次のように改める。

- 十三 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成二十三年東京都条例第三十六号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの
 - イ 条例第十条第二項及び第四項の規定による特定沿道建築物の所有者（所有者と管理者とが異なる場合においては、管理者）が知事に報告すべき報告書の受理
 - ロ 条例第十一条第一項の規定による沿道建築物の所有者等に対する耐震化に関する指導及び助言
 - ハ 条例第十一条第二項の規定による沿道建築物の所有者に対する耐震診断に関する指示
 - ニ 条例第十四条の規定による特定沿道建築物の所有者に対する耐震改修等に関する勧告
 - ホ 条例第十五条第一項の規定による条例第十条第二項及び第四項、第十一条第二項並びに第十四条の規定の施行に必要な限度における沿道建築物の所有者（所有者と管理者とが異なる場合においては、管理者（条例第十条第二項及び第四項に係る部分に限る。））への報告の要求及び立入検査
 - ヘ 条例第二十一条の規定による条例第十条第二項又は条例第十五条第一項による報告を行わなかった者に対する過料の適用

九市（対象となる建築物の敷地が、二以上の行政区域にまたがる場合は、その敷地の所管面積が最大となる市）

第二条の表十七の項中イを削り、ロからホまでをイからニまでとし、同項へ中「ホ」を「ニ」に改め、同項中へをホとし、同表十八の項を次のように改める。

十八 削除

第二条の表二十六の項ハ中「第三十四条の十一第一項」を「第三十四条の十二第一

項」に、同項二中「第三十四条の十一第二項」を「第三十四条の十二第二項」に、同項ホ中「第三十四条の十一第三項」を「第三十四条の十二第三項」に改め、同表二十九の四の項を次のように改める。

二十九の四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第四十七条第一項の規定による相談及び指導（精神保健福祉相談員その他の職員によるものに限る。）

各市町村（地域保健法施行令（昭和二十三年政令第七十七号）第一条に規定する市（以下「保健所を設置する市」という。）を除く。）

第二条の表二十九の四の項の次に次のように加える。

二十九の四の二 精神障害者社会適応訓練事業に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

八王子市、町田市

第二条の表二十九の五の項を次のように改める。

二十九の五の五 削除

第二条の表二十九の六の五の項へ中「第十七条」を「第十七条第一項」に改め、「ふぐ加工製品の販売の」を削り、同項トからリまでを次のように改める。

ト 条例第十七条第二項の規定による届出済票の交付及び遵守事項等の説明

チ 条例第十七条第三項の規定による届出事項の変更の届出の受理及び書換えをした届出済票の交付

リ 条例第十七条第四項の規定による届出済票の再交付の申請の受理及び届出済票の再交付

第二条の表二十九の六の五の項の次に次のように加える。

又 条例第十七条第五項の規定により返納される届出済票の受理

ル 条例第十七条第六項の規定による廃止の届出の受理
ヲ 条例第十七条の二第二項の規定による届出者の地位の承継の届出の受理及び書換えをした届出済票の交付

ワ 条例第十八条の二の規定による必要な措置の命令並びに販売等の禁止及び停止の命令

カ ふぐの取扱いを行う営業に係る条例第十九条第一項の規定による報告の要求及び立入検査

ヨ 条例第十九条の二の規定による違反者（ふぐ加工製品の取扱いに係る者に限る。）の公表

タ 条例第二十条第一項第五号及び第六号の規定による手数料の徴収

レ イからタまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

第二条の表二十九の六の十二の項中チからワまでとし、トの次に次のように加える。

チ 旧法第二十七条第二項の規定による照射録の徴収及び検査（診療所に係るものに限る。）

第二条の表二十九の九の項中「。以下この項において「法」という。」及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものを「」の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの」に改め、イからハまでを削り、同表二十九の十の項ノ中「薬局開設」を「薬局開設者」に、「製造販売業」を「製造販売業者」に、「製造業」を「製造業者」に、「の販売業」を「の販売業者」に、「賃貸業の」を「賃貸業者に対する」に改め、同項中キを削り、ユからミまでの規定中「及び第四条」を削り、同項中ユからシまでをキからミまでとし、エからモまでを削り、セをシとし、同項ス中「改正省令附則第四十二条」を「改正省令附則第二条に規定する既存薬局開設者に係る改正省令附則第四十二条」に改め、同項中スをエとし、ンからリまでを削り、同表二十九の十一の項を次のように改める。

二十九の十一 削除

第二条の表二十九の十五の項を次のように改める。

二十九の十五 薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例(昭和五十三年東京都条例第三十一号)第七条第一項の規定による報告の徴取及び立入調査等(薬事法に規定する薬局、店舗販売業又は卸売販売業に係るものに限る。)	八王子市、町田市
---	----------

第二条の表二十九の十九の項中「越える」を「超える」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条の表二十九の十の項及び二十九の十五の項の改正規定は同年六月一日から、同表二十九の六の五の項の改正規定は同年十月一日から施行する。

東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第十六号

東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例

東京都区市町村振興基金条例(昭和四十四年東京都条例第八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「二千七百五十八億七千八百五十四万二千円」を「二千七百六十七億七千六百七十七万一千円」に改める。

附則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都区市町村振興基金条例第三条に定める額のうち、二百二十五億七千八百八十二万九千円は特別区への貸付けに、二千五百四十一億九千九百八十四万二千円は市町村への貸付けに運用するものとする。

東京都帰宅困難者対策条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第十七号

東京都帰宅困難者対策条例

目次

- 第一章 総則(第一条―第六条)
 - 第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進(第七条―第九条)
 - 第三章 安否確認及び情報提供(第十条・第十一条)
 - 第四章 一時滞在施設の確保(第十二条)
 - 第五章 帰宅支援(第十三条)
 - 第六章 雑則(第十四条)
- 附則
- 第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、大規模な地震その他の災害(以下「大規模災害」という。)が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しがない場合において、多数の帰宅困難者(事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。)が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、東京都(以下「都」という。)、都民及び事業者(事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。以下同じ。)の責務を明らかにし、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立するとともに、施策の基本的事項を定めることにより、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進し、もって都民の生命、身体及び財産の保護並びに首都機能の迅速な回復を図ることを目的とする。

(知事の責務)

第二条 知事は、特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)、事業者その他関係

機関と連携し、大規模災害の発生時における帰宅困難者による混乱及び事故の発生等を防止するため、帰宅困難者対策について実施計画を策定し、総合的に推進しなければならない。

2 知事は、大規模災害の発生により、多数の帰宅困難者が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合並びに帰宅困難者による混乱及び事故の発生等の危険性が回避され、安全に帰宅することができると認める場合は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、前二項に規定する帰宅困難者対策を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人等の災害時に援護を要する者に対して、特に配慮しなければならない。

(都民の責務)

第三条 都民は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

2 都民は、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力し、かつ、自発的な防災活動を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その社会的責任を認識して、従業員の安全並びに管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うことを従業員へ周知するよう努めなければならない。

3 事業者は、管理する施設の周辺において多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するため、都、区市町村、他の事業者その他関係機関及び当該施設の周辺地域における住民との連携及び協力に努めなければならない。

4 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業員の施設内での待機に係る方針、安全に帰宅させるための方針等について、東京都震災対策条例(平成十二年東京都条例第二百二号)第十条に規定する事業所防災計画その他の事業者が防災のために作成する計画において明らかにし、当該計画に従業者へ周知するとともに、定期的に内容の確認及び改善に努めなければならない。

(帰宅困難者対策実施状況の報告)

第五条 知事は、帰宅困難者対策の実施状況を確認するため、事業者等(前条及び次章から第五章までの規定に係る帰宅困難者対策を実施する者をいう。以下同じ。)に報告を求めることができる。

(事業者等に対する支援)

第六条 知事は、必要があると認めるときは、事業者等に対して支援を行うものとする。

第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進

(従業員の一斉帰宅抑制)

第七条 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業員に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業員が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

2 事業者は、前項に規定する従業員の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業員の三分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

(公共交通事業者等による利用者の保護)

第八条 鉄道事業者その他公共交通事業者は、公共交通機関の運行の停止により管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じた場合は、管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 百貨店、展示場、遊技場等の集客施設に係る設置者又は管理者は、設置し、又は管理する施設内で多数の帰宅困難者が生じた場合は、設置し、又は管理する施設及び設

備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 前二項に規定する施設以外の施設に係る設置者又は管理者は、前二項の規定に準じて、施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(学校等における生徒等の安全確保)

第九条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下この条において「法」という。）第一条に規定する学校をいう。）、専修学校（法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。）及び各種学校（法第三百三十四条に規定する各種学校をいう。）並びに保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、大規模災害の発生時に、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第三章 安否確認及び情報提供

(安否確認及び情報提供のための体制整備)

第十条 知事は、大規模災害の発生時において安否情報の確認及び災害関連情報その他の情報（以下「災害関連情報等」という。）の提供を行うため、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するために必要な体制を確立しなければならない。

(安否確認手段の周知等)

第十一条 知事は、大規模災害の発生時において都民及び事業者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供を行わなければならない。

2 事業者等は、大規模災害の発生時において従業者、利用者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供に努めなければならない。

第四章 一時滞在施設の確保

(一時滞在施設の確保等)

第十二条 知事は、都が所有し、又は管理する施設の中から、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設（以下この条において「一時滞在施設」とい

う。）を指定し、都民及び事業者等に周知しなければならない。

2 知事は、一時滞在施設の確保に向け、都が所有し、又は管理する施設以外の公共施設又は民間施設に関し、国、区市町村及び事業者に協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備しなければならない。

3 知事は、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時において帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な受入れのために必要な措置を講じなければならない。

第五章 帰宅支援

(帰宅支援)

第十三条 知事は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、大規模災害の発生時における公共交通機関の運行の停止に係る代替の交通手段及び輸送手段並びに災害時帰宅支援ステーション（徒歩により帰宅する者に飲料水、便所、災害関連情報等の提供等を行う店舗等をいう。）を確保するとともに、災害関連情報等の提供その他必要な措置を講じることにより、帰宅する者の安全かつ円滑な帰宅を支援しなければならない。

第六章 雑則

(委任)

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

東京都人事委員会委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第十八号

東京都人事委員会委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

東京都人事委員会委員の給与等に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「八十八万五千円」を「八十八万円」に改め、同条第二項中「五十二万八千円」を「五十二万五千円」に、「四十三万二千円」を「四十三万円」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を公布する。
平成二十四年三月三十日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第十九号

東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
東京都選挙管理委員の報酬及び費用弁償条例（昭和二十二年東京都条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表中「五二八、〇〇〇円」を「五二五、〇〇〇円」に、「四三二、〇〇〇円」を「四三〇、〇〇〇円」に、「二六、五〇〇円」を「二六、四〇〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第二十号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十四年東京都条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「一万一千五百円」を「一万二千四百円」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第二十一号

東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
東京都監査委員の給与等に関する条例（昭和三十九年東京都条例第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「八十八万五千円」を「八十八万円」に改め、同項第二号中「八十六万九千円」を「八十六万四千円」に改め、同条第二項中「四十三万二千円」を「四十三万円」に改め、同条第三項中「二十三万九千円」を「二十三万八千円」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第二十二号

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和二十二年東京都条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「百二十八万二千円」を「百二十七万五千円」に、「百十五万七千円」を「百十五万一千円」に、「百六万八千円」を「百六万二千円」に、「百四万九千円」を「百四万三千円」に、「百三万円」を「百二万五千円」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

東京都都税条例の一部を改正する条例を公布する。
平成二十四年三月三十日

東京都知事 石 原 慎太郎

●東京都条例第二十三号

東京都都税条例の一部を改正する条例

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。
第四条中「質問し、又は検査」を「質問、検査又は提示若しくは提出の要求」に、「質問し、若しくは」を「質問若しくは」に改める。

第四条の三第八項中「又は検査」を「、検査、提示若しくは提出の要求又は留置き」に改める。

第三十九条第一項中「第七十二条の四十九の八第一項ただし書」を「第七十二条の四十九の十二第一項ただし書」に改める。

第三十九条の二第一項中「第七十二条の四十九の十二第三項」を「第七十二条の四十九の十六第三項」に改める。

第三十九条の六第一項中「又は第二項」を削る。

第四十八条の十三中「千五百四円」を「八百六十円」に改める。
第一百八条第五項中「第十条の二の十」を「第十条の二の十」に改める。
第一百三十九条中「質問し、又は検査」を「質問、検査又は提示若しくは提出の要求」に改める。

附則第四条の二の二を削り、附則第四条の二の三を附則第四条の二の二とする。
附則第四条の四の次に次の一条を加える。

（個人の都民税の均等割の税率の特例）

第四条の五 平成二十六年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の都民税に限り、均等割の税率は、第二十四条の六の規定にかかわらず、同条に規定する額に五百円を加算した額とする。

附則第六条の二の三第一項中「附則第五十一条第一項に規定する代替家屋若しくは」を「附則第五十一条第一項に規定する代替家屋、」に改め、「従前の土地に代わるもの

と知事が認める土地」の下に「若しくは同条第三項に規定する被災農用地に代わるものと知事が認める農用地」を加え、「同条第三項」を「同条第四項」に、「代替家屋若しくは同条第四項」を「代替家屋、同条第五項」に改め、「対象土地に代わるものと知事が認める土地」の下に「若しくは同条第六項に規定する対象区域内農用地に代わるものと知事が認める農用地」を加える。

附則第六条の三中「七百十六円」を「四百十一円」に改める。

附則第二十条中「平成二十三年度分」を「平成二十四年度分」に改め、同条第一号中「（法附則第二十五条第一項から第四項までのいずれかの規定の適用がある場合は、当該規定を適用した場合の都市計画税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額とし、附則第二十条の三の規定の適用がある場合は、同条第三号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべき額とする。次号において同じ。）」を削る。

附 則

（施行期日）
1 この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十九条の六第一項及び第一百八条第五項の改正規定、附則第四条の四の次に一条を加える改正規定、附則第六条の二の三及び附則第二十条の改正規定並びに附則第四項から附則第六項までの規定 公布の日
- 二 第四十八条の十三及び附則第六条の三の改正規定並びに附則第三項の規定 平成二十五年四月一日

（経過措置）

2 平成二十四年十二月三十一日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前の東京都都税条例（以下「旧条例」という。）第二十四条の七の二に規定する退職手当等をいう。）に係る旧条例附則第四条の二の二第一項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

3 平成二十五年四月一日前に課した、又は課すべきであった都たばこ税については、なお従前の例による。

4 この条例による改正後の東京都都税条例（以下「新条例」という。）附則第六条の

二の三第一項の規定の適用については、平成二十三年四月二十一日における地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五十一条第四項に規定する警戒区域設定指示区域（以下「警戒区域設定指示区域」という。）であつて同年三月十二日において同法附則第五十五条の二第一項第二号に掲げる指示（避難のための立退きに係るものに限る。）の対象区域であつた区域は、同月十一日から警戒区域設定指示区域であつたものとみなす。この場合において、新条例附則第六条の二の三第一項の規定中「若しくは同条第六項」とあるのは「若しくは地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二百十号）附則第二条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十一条第六項」と、「同条第四項に規定する警戒区域設定指示が行われた日から当該」とあるのは「平成二十三年三月十一日から同条第四項に規定する警戒区域設定指示区域に係る」とする。

5 旧条例附則第二十条の規定は、平成二十三年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。
（東京都都税条例の一部を改正する条例の一部改正）

6 東京都都税条例の一部を改正する条例（平成二十三年東京都条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第五十一条第三項」を「附則第五十一条第四項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、「行われた日」の下に「から当該」を加え、「」と「から当該」とあるのは「」を削る。

東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第二十四号

東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東京都固定資産評価審査委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十六

年東京都条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二万八千四百円」を「二万八千二百円」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

東京都固定資産評価員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第二十五号

東京都固定資産評価員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東京都固定資産評価員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十年東京都条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二万八千四百円」を「二万八千二百円」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

東京都収用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第二十六号

東京都収用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東京都収用委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十六年東京都条例第四百十号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「五二八、〇〇〇円」を「五二五、〇〇〇円」に、「四三二、〇〇〇

円」を「四三〇、〇〇〇円」に、「二八、四〇〇円」を「二八、二〇〇円」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

東京都新しい公共支援基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第二十七号

東京都新しい公共支援基金条例の一部を改正する条例

東京都新しい公共支援基金条例(平成二十三年東京都条例第一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十五年九月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第二十八号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例(平成十年東京都条例第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二章」の下に、「第三章及び第五章」を加える。

第二条第一項中「により」の下に、「同項に掲げる書類を添付して」を加え、同項第二号中「及び」を「並びに」に改め、「事務所」の下に「及びその他の事務所」を加え、同条第二項中「第十条第一項第二号ハ」の下に「法第二十三条第二項の適用を受ける場合及び」を加え、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第三十条の七第五項の規定により

他の道府県知事(同法第三十条の十第一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合)にあっては、当該指定情報処理機関)から当該役員に係る本人確認情報提供を受けるとき又は同法第三十条の八の規定により当該情報を利用するときは、第一項の規定による申請書には、前項第一号に掲げる書面を添付することを要しない。第三条を次のように改める。

(縦覧期間中の補正)

第三条 法第十条第三項に規定する条例で定める軽微なものは、内容の同一性に影響を与えない範囲の不備であり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。

2 法第十条第三項の規定による補正を行う場合は、規則で定めるところにより、補正後の申請書又は書類を添付した補正書を知事に提出するものとする。

第三条の次に次の三条を加える。

(社員総会の議事録)

第三条の二 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録(特定非営利活動促進法施行規則(平成二十三年内閣府令第五十五号)第二条に規定する電磁的記録をいう。)をもって作成するものとする。

2 法第十四条の九の規定により社員総会の決議があつたものとみなされた場合には、当該社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容として作成するものとする。

一 社員総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

三 社員総会の決議があつたものとみなされた日

四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(定款の変更の認証申請等)

第三条の三 法第二十五条第三項の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同条第四項に掲げる書類(所轄庁の変更を伴う定款変更の場合にあっては、法第二十六条第二項に掲げる書類)を添付した申請書を知事に提出するものとする。

2 法第二十五条第三項の認証を受けた特定非営利活動法人は、法第三十条の閲覧又は

謄写の用に供するため、規則で定めるところにより、当該認証に係る変更後の定款を添付した提出書を知事に提出するものとする。

(定款の変更の届出)

第三条の四 法第二十五条第六項の規定による届出を行おうとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同項に掲げる書類を添付した届出書を知事に提出するものとする。

第四条の見出し中「の書類」を削り、同条中「特定非営利活動法人は、法第二十九条第一項の規定による書類の提出を」を「法第二十九条の規定により、特定非営利活動法人は」に、「行う」を「規則で定めるところにより、同条に掲げる書類を添付した提出書を知事に提出する」に改める。

第五条を次のように改める。

(事業報告書等の閲覧及び謄写)

第五条 法第三十条の規定による、閲覧させ、又は謄写させる場所は、東京都生活文化局内とする。

2 法第三十条の規定により謄写させるときは、別表に定めるところにより謄写手数料を徴収する。

3 既納の謄写手数料は、還付しない。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

4 知事は、特別の理由があると認めるときは、謄写手数料を減額し、又は免除することができる。

5 前各項に定めるもののほか、法第三十条の規定による閲覧及び謄写に関し必要な事項は、規則で定める。

第六条第一項中「特定非営利活動法人は、」を削り、「とき」を「特定非営利活動法人」に改め、「により」の下に「同条第四項に掲げる書類を添付して」を加え、同項第二号中「及び」を「並びに」に改め、「事務所」の下に「及びその他の事務所」を加え、同条に次の一項を加える。

2 第二条第二項及び第三項並びに第三条の規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

第六条の次に次の八条を加える。

(認定の申請)

第六条の二 法第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同条第二項各号に掲げる書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。ただし、法第四十五条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、法第四十四条第二項第一号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 認定を受けようとする特定非営利活動法人の名称並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地

二 代表者の氏名

三 設立の年月日

四 認定を受けようとする特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要

五 その他参考となるべき事項

(認定の有効期間の更新申請)

第六条の三 法第五十一条第二項の有効期間の更新を受けようとする法第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人」という。）は、規則で定めるところにより、法第五十一条第五項の規定において準用する法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を添付した申請書を知事に提出するものとする。ただし、これらの書類については、既に知事に提出されているものと内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(非所轄法人の定款の変更の届出等)

第六条の四 第三条の四及び第四条の規定は、法第五十二条第一項の規定により認定特定非営利活動法人について法第二十五条第六項及び法第二十九条の規定を読み替えて適用する場合において、都及び他の道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人のうち知事が所轄するもの以外のもの（以下「非所轄法人」という。）がこれらの規定による届出又は提出を知事にする場合に適用する。

2 法第五十二条第二項の規定により、非所轄法人が同項に掲げる書類の提出をするときは、規則で定めるところにより、提出書を知事に提出するものとする。

（役員報酬規程等の提出）

第六条の五 認定特定非営利活動法人は、法第五十五条第一項の規定により、毎事業年度初めの三月以内に、規則で定めるところにより、同項に掲げる書類（法第五十四条第二項第二号に掲げる書類にあつては、既に当該書類を提出している場合であつて、その内容に変更がないときには、その旨を記載した書類）を添付した提出書を知事に提出するものとする。

2 法第五十五条第二項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、法第五十四条第三項の書類は事後遅滞なく、法第五十四条第四項の書類は事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）知事に提出するものとする。

3 前二項の規定は、法第五十五条第一項又は第二項の規定により非所轄法人が知事に書類を提出する場合に適用する。

（役員報酬規程等の閲覧及び謄写）

第六条の六 法第五十六条の規定による、閲覧させ、又は謄写させる場所は、東京都生活文化局内とする。

2 法第五十六条の規定により謄写させるときは、別表に定めるところにより謄写手数料を徴収する。

3 既納の謄写手数料は、還付しない。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

4 知事は、特別の理由があると認めるときは、謄写手数料を減額し、又は免除することができる。

5 前各項に定めるもののほか、法第五十六条の規定による閲覧及び謄写に関し必要な事項は、規則で定める。

（仮認定の申請）

第六条の七 法第五十八条第一項の仮認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同条第二項において準用する法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

一 仮認定を受けようとする特定非営利活動法人の名称並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地

二 代表者の氏名

三 設立の年月日

四 仮認定を受けようとする特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要

五 その他参考となるべき事項

（認定特定非営利活動法人に関する規定の準用）

第六条の八 第六条の四第一項の規定は法第六十二条において準用する法第五十二条第一項の規定により法第五十八条第一項の仮認定を受けた特定非営利活動法人（以下

「仮認定特定非営利活動法人」という。）における法第二十五条第六項及び法第二十九条の規定を読み替えて適用する場合について、第六条の四第二項の規定は法第六十二条において準用する法第五十二条第二項に規定する書類の提出について、第六条の五の規定は法第六十二条において準用する法第五十五条の書類の提出について、第六条の六の規定は法第六十二条において準用する法第五十六条の規定による閲覧及び謄写について、それぞれ準用する。

（合併の認定の申請）

第六条の九 法第六十三条第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第二項の認定を受けようとする仮認定特定非営利活動法人は、第六条第一項に規定する申請書の提出に併せて、規則で定めるところにより、法第六十三条第一項又は第二項の合併の認定を受けるための申請書を知事に提出するものとする。

第七条中「第二十九条第二項」を「第三十条」に改める。

第八条第一項中「第四十四条の三」を「第七十五条」に改め、「第九条の規定を適用する場合における電子文書法」を削り、同項第一号中「第十四条」の下に「（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）」を加え、同項第二号中「及び役員名簿等」を「並びに同条第二項の規定による役員名簿及び定款等」に改め、同項第三号中「財産目録及び貸借対照表」を「貸借対照表及び財産目録」に改め、同項に次の二号を加える。

四 法第五十四条第一項（法第六十二条（法第六十三条第五項において準用する場合

を含む。)及び法第六十三條第五項において準用する場合を含む。)の規定による書類の備置き

五 法第五十四條第二項から第四項まで(これらの規定を法第六十二條において準用する場合を含む。次條第一項において同じ。)の規定による書類の備置き

第九條第一項中「第四十四條の三」を「第七十五條」に改め、「電子文書法第九條の規定を適用する場合における」を削り、同項第二号中「及び役員名簿等」を削り、同項第三号中「財産目録及び貸借対照表」を「貸借対照表及び財産目録」に改め、同項に次の一号を加える。

四 法第五十四條第二項から第四項までの規定による書類の作成

第十條第一項中「第四十四條の三」を「第七十五條」に改め、「電子文書法第九條の規定を適用する場合における」を削り、「法第二十八條第二項に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等」を「次に掲げる書類」に改め、同項に次の三号を加える。

一 法第二十八條第三項の規定による書類の閲覽

二 法第四十五條第一項第五号(法第五十一條第五項及び法第六十三條第五項において準用する場合を含む。)の規定による書類の閲覽

三 法第五十二條第四項及び法第五十四條第五項(これらの規定を法第六十二條において準用する場合を含む。)の規定による書類の閲覽

第十一條中「及び」を、「第三章及び第五章並びに」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第五條、第六條の六関係)

手数料の名称	金額	徴収時期
謄写手数料	文書の写し一枚につき二十円	写しの交付のとき。

備考

一 用紙の両面に印刷された文書については、片面を一枚として算定する。

二 写しを交付する場合は、原則として日本工業規格A列三番までの用紙を用いる。

附則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の特定非営利活動促進法施行条例第二條第一項及び第六條の規定により現に提出されている申請書は、この条例による改正後の特定非営利活動促進法施行条例第二條第一項及び第六條第一項の規定に基づき提出された申請書とみなす。

東京都消費生活条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第二十九号

東京都消費生活条例の一部を改正する条例

東京都消費生活条例(平成六年東京都条例第十号)の一部を次のように改正する。

第四條中「市町村」の下に「(以下「区市町村」という。)」を加える。

第二十九條第一項中「申出」の下に「並びに区市町村及び消費者の利益の擁護を図るための活動を行う法人その他の団体であつて知事が別に定めるものの依頼」を加え、同條第二項中「二十四人」を「二十八人」に改め、同項第一号中「十二人」を「十六人」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

東京都消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第三十号

東京都消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

東京都消費者行政活性化基金条例(平成二十一年東京都条例第一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

計量法関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第三十一号

計量法関係手数料条例の一部を改正する条例

計量法関係手数料条例(平成十二年東京都条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

別表一の項ハ中「百八十円」を「二百十円」に改め、同項ホ中「六千四百円」を「七千四百四十円」に改め、同項ヘ中「千円」を「千二百六十円」に改め、同項ト中「九百三十円」を「千二百三十円」に改め、同項リ中「八十円」を「九十円」に改め、同項ヌ中「千五十円」を「千二百円」に改め、同表六の項イ中「一万三千四百円」を「一万五千六十円」に改め、同表十一の項中ロ及びハを削り、ニをロとし、ホをハとし、ヘをニとする。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

東京都計量受託検査条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第三十二号

東京都計量受託検査条例の一部を改正する条例

東京都計量受託検査条例(昭和五十三年東京都条例第九十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の部二の款(三)の項中「二百九十円」を「三百円」に改め、同部三の項中「四百十円」を「四百九十円」に改め、同部四の款(一)の項中「百三十円」を「百五十円」に

改め、同款(二)の項中「二百円」を「二百三十円」に改め、同款(三)の項中「一万七千三百四十円」を「二万百七十円」に改め、同部五の項中「九百三十円」を「千二百三十円」に改め、同部六の項中「千五十円」を「千二百六十円」に改め、同部七の項中「七十円」を「九十円」に改め、同部九の項中「九百九十円」を「千二百円」に改め、同表第二の部一の項中「二百七十円」を「三百円」に改め、同部三の項中「二百七十円」を「三百十円」に改める。

附則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。
2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都計量受託検査条例の規定により検査の申請を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第三十三号

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の定数に関する条例(昭和三十一年東京都条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表一の項中「三〇、二五五人」を「三〇、四九八人」に改め、同表二の項中「一五、二六五人」を「一五、四九五五人」に改め、同表三の項中「一一、三三七人」を「一一、二七四人」に改め、同表四の項中「五、六八二人」を「五、七〇六人」に改め、同表合計の項中「六二、五二九人」を「六二、九七三人」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

●東京都条例第三十四号

東京都知事 石原 慎太郎

東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

東京都教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十四年東京都条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「五十二万八千円」を「五十二万五千元」に、「四十三万二千元」を「四十三万円」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第三十五号

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

例の一部を改正する条例

第一条 都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十七年東京都条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項第二号中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

別表中「六、五四七円」を「六、五三二円」に、「七、九七一円」を「七、九五七円」に、「九、六〇六円」を「九、五八五円」に、「一〇、七九七円」を「一〇、七七一円」に、「一一、九六六円」を「一一、九三六円」に改める。

第二条 都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項第二号中「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例第一条による改正後の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに施行日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で施行日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第三十六号

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都立学校設置条例（昭和三十九年東京都条例第一百十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の項中

同	目黒高等学校	同	祐天寺二丁目七番十五号
同	芸術高等学校	同	大橋二丁目十八番五十八号
同	目黒高等学校	同	祐天寺二丁目七番十五号

同表四の項中

に改め、

同	村山特別支援学校	武蔵村山市学園四丁目八番地	を
同	府中特別支援学校	府中市朝日町三丁目十四番地の一	を
同	村山特別支援学校	武蔵村山市学園四丁目八番地	に、
同	八王子特別支援学校	八王子市台町三丁目五番一号	を
同	武蔵台特別支援学校	府中市武蔵台二丁目八番地二十八	を
同	八王子特別支援学校	八王子市台町三丁目五番一号	に、
同	田無特別支援学校	西東京市南町五丁目十五番五号	を
同	府中朝日特別支援学校	府中市朝日町三丁目十四番地の四	を
同	南大沢学園特別支援学校	八王子市南大沢五丁目二十八番地	を
同	田無特別支援学校	西東京市南町五丁目十五番五号	に改める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

東京都立図書館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第三十七号

東京都立図書館条例の一部を改正する条例

東京都立図書館条例（昭和三十九年東京都条例第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条中「協議会」と及び「（以下「委員」という。）」を削り、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（委員の任命の基準）

第四条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、東京都教育委員会が任命する。

附則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）第十八条の規定による改正前の図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第十五条の規定により任命されている東京都立図書館協議会の委員である者は、この条例による改正後の東京都立図書館条例第四条に規定する任命の基準に従い、任命されたものとみなす。

東京都建築審査会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第三十八号

東京都建築審査会条例の一部を改正する条例

東京都建築審査会条例（昭和二十五年東京都条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項の表中「航空賃 実費」を「航空賃 実費」に、「九、八〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に改める。

附則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都建築審査会条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発した旅行に係る費用弁償について適用し、同日前に出発した旅行に係る費用弁償については、なお従前の例による。

東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第三十九号

東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 設備及び運営に関する基準（第四条―第二十九条）

第三章 雑則（第三十条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号。以下「法」とい
う。）第十七条第一項の規定に基づき、東京都における養護老人ホームの設備及び運
営に関する基準を定めるものとする。

（用語の意義）

第二条 この条例で使用用語の意義は、法で使用用語の例による。

（基本方針）

第三条 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）
に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行う
ことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよ
うにすることを旨とするものではない。

2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立つて処
遇を行うように努めなければならない。

3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気有し、地域及び家庭との結び付きを重
視した運営を行い、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条に規定する社
会福祉事業（以下「社会福祉事業」という。）に関する熱意及び能力を有する職員に
よる適切な処遇に努めるとともに、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、
老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は

福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二章 設備及び運営に関する基準

（職員の配置の基準）

第四条 養護老人ホームは、次に掲げる職員を東京都規則（以下「規則」という。）で
定める基準により置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入
所定員五十人未満の養護老人ホーム（当該特別養護老人ホームの栄養士との連携を図
ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営が見込まれることに入所者の処遇
に支障がないものに限る。）にあつては第六号の栄養士を、調理業務の全部を委託す
る養護老人ホームにあつては第七号の調理員を、その他規則で定める養護老人ホーム
にあつては規則で定める職員を置かないことができる。

一 養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）

二 医師

三 生活相談員

四 支援員

五 看護師又は准看護師

六 栄養士

七 調理員、事務員その他の職員

（職員の資格要件）

第五条 施設長は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社
会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる
者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと
同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（職員の専従）

第六条 養護老人ホームの職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事することがで
きる者をもって充てなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、
この限りでない。
（施設長の責務等）

第七条 施設長は、養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

3 施設長は、当該養護老人ホームの職員に次条、第九条及び第十五条から第二十九条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

(生活相談員の責務等)

第八条 生活相談員は、作成した処遇計画に沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、規則で定める業務を行わなければならない。

2 生活相談員は、入所者について、心身の状況、置かれている環境、本人及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、当該入所者に係る処遇計画を作成するとともに、処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第九条 養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう職員の勤務体制を定めなければならない。

2 前項の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。

3 養護老人ホームは、職員の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(構造設備の一般原則)

第十条 養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(規模)

第十一条 養護老人ホームの規模は、二十人以上(特別養護老人ホームに併設する場合にあつては、十人以上)の人員を入所させることができるものでなければならない。

(居室の定員)

第十二条 一の居室の定員は、一人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(設備の基準)

第十三条 養護老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を

除く。以下この条において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。)でなければならない。ただし、知事が、火災予防、消火活動等に関する専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認められた養護老人ホームの建物の場合は、この限りでない。

2 養護老人ホームは、次に掲げる設備を規則で定める基準により設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、施設の効果的な運営が見込まれる場合であつて、かつ、入所者の処遇に支障がないときは、この限りでない。

- 一 居室
 - 二 静養室
 - 三 食堂
 - 四 集会室
 - 五 浴室
 - 六 洗面所
 - 七 便所
 - 八 医務室
 - 九 調理室
 - 十 宿直室
 - 十一 職員室
 - 十二 面談室
 - 十三 洗濯室又は洗濯場
 - 十四 汚物処理室
 - 十五 霊安室
 - 十六 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備
- (設備の専用)
- 第十四条 養護老人ホームの設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供するものでな

ればならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第十五条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、数及び職務の内容
- 三 入所定員
- 四 入所者の処遇の内容
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

(入退所)

第十六条 養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、当該入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

- 2 養護老人ホームは、入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該入所者の居宅における生活の可能性について常に留意しなければならない。
- 3 養護老人ホームは、居宅において日常生活を営むことができることと認められる入所者に対し、本人及びその家族の希望、退所後に置かれることとなる生活環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助に努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、退所後においても、必要に応じ、当該入所者及びその家族等に対する相談援助その他の援助に努めなければならない。

(処遇の方針)

第十七条 養護老人ホームは、入所者について、当該入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、心身の状況等に応じ、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行わなければならない。

- 2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

- 3 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、説明しなければならない。

4 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

5 養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに理由を記録しなければならない。

(食事)

第十八条 養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

(生活相談等)

第十九条 養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導、訓練その他の援助を行わなければならない。

3 養護老人ホームは、要介護認定(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十九条第一項に規定する要介護認定をいう。)の申請その他の行政機関等に対する手続について、当該入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

4 養護老人ホームは、常に入所者とその家族との連携及びその交流等の機会の確保に努めなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

6 養護老人ホームは、入所者に対し、退所後の地域における自立的な生活に必要な援助を行わなければならない。

7 養護老人ホームは、一週間に二回以上、入所者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

8 養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じレクリエーションそ

の他交流行事を行わなければならない。

（居宅サービス等の利用）

第二十条 養護老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第二条第一項に規定する要介護状態等をいう。）となった場合は、心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第二十三条に規定する居宅サービス等をいう。）を受けることができるよう必要な措置を講じなければならない。

（健康管理）

第二十一条 養護老人ホームは、入所者について、入所時及び毎年定期に二回以上健康診断を行わなければならない。

（衛生管理等）

第二十二条 養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

（協力病院等）

第二十三条 養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院（当該養護老人ホームとの間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。）を定めなければならない。

2 養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該養護老人ホームとの間で、入所者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めなければならない。

（秘密保持等）

第二十四条 養護老人ホームの職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

（苦情等への対応）

第二十五条 養護老人ホームは、入所者及びその家族からの処遇に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 養護老人ホームは、行った処遇に関し、区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該区市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

4 養護老人ホームは、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査に協力しなければならない。

（地域との連携等）

第二十六条 養護老人ホームは、運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 養護老人ホームは、運営に当たっては、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第二十七条 養護老人ホームは、事故の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

3 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（非常災害対策）

第二十八条 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 養護老人ホームは、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

第二十九条 養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、当該入所者の退所の日から二年間保存しなければならない。

一 処遇計画

二 行った具体的な処遇の内容等の記録

三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに理由の記録

四 第二十五条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 第二十七条第二項に規定する事故の状況及び処置についての記録

第三章 雑則

(委任)

第三十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に存する養護老人ホームのうち、平成十八年四月一日前から存するもの(同日において建築中であつたものを含む。)における第十二条の規定の適用については、同条中「一人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができる」とあるのは、当該養護老人ホームが昭和六十二年三月九日前から存する場合にあつては「原則として四人以下とする」と、それ以外の場合にあつては「原則として二人以下とする」と読み替えるものとする。

3 昭和六十二年三月九日前から存する養護老人ホームについては、第十三条第二項第十四号の規定は、当分の間適用しない。

4 昭和四十一年十月一日前から存する養護老人ホームについては、第十一条及び第十三条第一項(ただし書を除く。)の規定は、当分の間適用しない。

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例を公布する。

平成二十四年三月三十日

東京都知事 石原 慎太郎

●東京都条例第四十号

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 設備及び運営に関する基準(第四条―第三十二条)

第三章 ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(第三十三条―第四十三条)

第四章 地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(第四十四条―第四十九条)

第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(第五十条―第五十三条)

第六章 雑則(第五十四条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号。以下「法」とい

う。)第十七条第一項の規定に基づき、東京都における特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(基本方針)

第三条 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画(以下「処遇計画」とい

う。)に基づき、入所者の居宅における生活への復帰に向けて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談、援助、生活上の便宜の供与その他の生活上の世話、機能訓練、

健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立つて処遇を行うように努めなければならない。

3 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条に規定する社会福祉事業（以下単に「社会福祉事業」という。）に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二章 設備及び運営に関する基準

(職員の配置の基準)

第四条 特別養護老人ホームは、次に掲げる職員を東京都規則（以下「規則」という。）で定める基準により置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えない特別養護老人ホームで他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営が見込まれるとともに入所者の処遇に支障がないものにあつては第五号の栄養士を、規則で定める特別養護老人ホームにあつては規則で定める職員を置かないことができる。

一 特別養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）

二 医師

三 生活相談員

四 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）

五 栄養士

六 機能訓練指導員

七 調理員、事務員その他の職員

2 前項各号に掲げる職員のうち、常勤とする者及び他の職務に従事することのできる者については、規則で定める。

(職員の資格要件)

第五条 施設長は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

3 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第六条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、規則で定める職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(施設長の責務等)

第七条 施設長は、特別養護老人ホームの職員管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、当該特別養護老人ホームの職員に次条、第九条及び第十三条から第三十二条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

(入所者の処遇計画)

第八条 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況、置かれている環境、本人及びその家族の希望等を勘案し、本人の同意を得て当該入所者に係る処遇計画を作成するとともに、処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第九条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう職員の勤務体制を定めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員によって処遇を行わなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特別養護老人ホームは、職員の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(構造設備の一般原則)

第十条 特別養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。
(設備の基準)

第十一条 特別養護老人ホームの建物（入所者の生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める特別養護老人ホームの建物の場合は、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めた特別養護老人ホームの建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 特別養護老人ホームは、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であつて、かつ、入所者の処遇に支障がないときは、この限りでない。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面設備
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 調理室
- 九 介護職員室
- 十 看護職員室
- 十一 機能訓練室

十二 面談室

十三 洗濯室又は洗濯場

十四 汚物処理室

十五 介護材料室

十六 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者のプライバシーに配慮するとともに、容易に個室に転換できるよう設計上の工夫を行う場合は、二人以上四人以下とすることができる。

二 地階に設けないこと。

三 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。

四 寝台又はこれに代わる設備、入所者の身の回り品を保管する設備及びプザー又はこれに代わる設備を備えること。

五 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

六 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

5 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下「居室等」という。）は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室等については、この限りでない。

一 次のいずれかの基準を満たすこと。

イ 居室等のある三階以上の各階に通じる特別避難階段（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百三十三条第三項に規定する特別避難階段をいう。以下同じ。）を二以上（防災上避難等に有効な傾斜路を設ける場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外の避難階段（同条第二項に規定する避難階段をいう。以下同じ。）を設ける場合は、一以上）設けること。

ロ 居室等のある三階以上の各階に通じる屋内の避難階段（建築基準法施行令第二百三十三条第一項に規定する避難階段をいう。以下同じ。）、エレベーター及び防

災上避難等に有効な傾斜路を設けること。

ハ 居室等のある三階以上の各階に通じる屋内の避難階段及び屋外の避難階段、エレベーター並びに車椅子又はストレッチャードで通行するために必要な幅を有するバルコニーを設けること。

二 三階以上の階にある居室等及び当該居室等と地上とを結ぶ廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げること。

三 居室等のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備（建築基準法施行令百十二条第一項に規定する特定防火設備をいう。以下同じ。）により防災上有効に区画されること。

6 前各項に規定するもののほか、特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下の幅は、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備した特別養護老人ホームであつて、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。

二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 廊下及び階段には手すりを設け、階段の傾斜は緩やかにすること。

四 居室等が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

（設備の専用）

第十二条 特別養護老人ホームの設備は、専ら当該特別養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（運営規程）

第十三条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 職員の職種、数及び職務の内容

三 入所定員

四 入所者の処遇の内容及び費用の額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 その他施設の運営に関する重要事項

（サービス提供困難時の対応）

第十四条 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認める場合は、病院、診療所又は介護老人保健施設の紹介等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（入退所）

第十五条 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、当該入所予定者に係る居宅介護支援（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十三項に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行う者に対する照会等により、当該入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況その他必要な事項の把握に努めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該入所者の居宅における生活の可能性について、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員間で定期的に協議するとともに、居宅において生活を営むことができるかと認められる入所者に対し、本人及びその家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

3 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（処遇の方針）

第十六条 特別養護老人ホームは、入所者について、当該入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入所者の心身の状況等に応じ、処遇を適切に行わな

ければならない。

2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

3 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、説明しなければならない。

4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに理由を記録しなければならない。

6 特別養護老人ホームは、行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第十七条 介護は、入所者の自立の支援及び生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じ、必要な技術をもって行われなければならない。

2 特別養護老人ホームは、一週間に二回以上、入所者を入浴させ、又は清しきするとともに、その心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

3 特別養護老人ホームは、褥瘡じよくそうが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

4 特別養護老人ホームは、前三項に規定するもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の介護を適切に行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

6 特別養護老人ホームは、入所者に対し、当該入所者の負担により、当該特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第十八条 特別養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した

食事を適切な時間に提供するとともに、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を行うことを支援しなければならない。

(相談及び援助)

第十九条 特別養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第二十条 特別養護老人ホームは、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ、入所者のためのレクリエーションその他交流行事を行わなければならない。

2 特別養護老人ホームは、行政機関等に対して入所者が行うべき手続について、当該入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入所者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 特別養護老人ホームは、常に入所者とその家族との連携及びその交流等の機会の確保に努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

第二十一条 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況等に応じ、生活を営む上で必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第二十二条 特別養護老人ホームの医師及び看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、健康保持のために必要な措置を講じなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第二十三条 特別養護老人ホームは、入所者が、病院又は診療所に入院する必要がある場合であつて、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、当該入所者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じ適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、当該入所者が退院後再び当該特別養護老人ホームに円滑に入所することができるようにしなければならない。

(定員の遵守)

第二十四条 特別養護老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
 (衛生管理等)

第二十五条 特別養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。
 (協力病院等)

第二十六条 特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院（当該特別養護老人ホームとの間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。）を定めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該特別養護老人ホームとの間で、入所者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めなければならない。
 (秘密保持等)

第二十七条 特別養護老人ホームの職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特別養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
 (苦情処理)

第二十八条 特別養護老人ホームは、入所者及びその家族からの処遇に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、その行った処遇に関し、区市町村から指導又は助言を受け

た場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該区市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。
 (地域との連携等)

第二十九条 特別養護老人ホームは、運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 特別養護老人ホームは、運営に当たっては、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。
 (事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十条 特別養護老人ホームは、事故の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

3 特別養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
 (非常災害対策)

第三十一条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
 (記録の整備)

第三十二条 特別養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、当該入所者の退所の日から二年間保存しなければならない。

一 処遇計画

- 二 行った具体的な処遇の内容等の記録
- 三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに理由の記録
- 四 第二十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 第三十条第二項に規定する事故の状況及び処置についての記録

第三章 ユニット型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(趣旨)

第三十三条 前章（第四条を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホーム（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の生活が営まれ、当該入居者に対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(ユニット型特別養護老人ホームの基本方針)

第三十四条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、入居者の居室における生活への復帰に向けて、入居前の居室における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第三十五条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう職員が安心して生活を送ることができる。

2 前項の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、規則で定める職員配置を行わなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、入居者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第三十六条 ユニット型特別養護老人ホームの建物（入居者の生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定めるユニット型特別養護老人ホームの建物の場合は、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたユニット型特別養護老人ホームの建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であつて、かつ、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、この限りでない。

- 一 ユニット
 - 二 浴室
 - 三 医務室
 - 四 調理室
 - 五 洗濯室又は洗濯場
 - 六 汚物処理室
 - 七 介護材料室
 - 八 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備
- 4 ユニット（居室に限る。）は、次に掲げる基準を満たさなければならない。
- 一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要

と認められる場合は、二人とすることができる。

二 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、十二人以下としなければならない。

三 地階に設けないこと。

四 一の居室の床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、第一号ただし書に規定する場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

五 ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修したものであるについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者相互間の視線の遮断を確保すること。

六 寝台又はこれに代わる設備及びブザー又はこれに代わる設備を備えること。

七 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

八 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。

九 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

5 ユニット及び浴室は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。

一 次のいずれかの基準を満たすこと。

イ ユニット又は浴室のある三階以上の各階に通じる特別避難階段を二以上（防災上避難等に有効な傾斜路を設ける場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外の避難階段を設ける場合は、一以上）設けること。

ロ ユニット又は浴室のある三階以上の各階に通じる屋内の避難階段、エレベーター及び防災上避難等に有効な傾斜路を設けること。

ハ ユニット又は浴室のある三階以上の各階に通じる屋内の避難階段及び屋外の避難階段、エレベーター並びに車椅子又はストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニーを設けること。

二 三階以上の階にあるユニット又は浴室及び当該設備と地上とを結ぶ廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げること。

三 ユニット又は浴室のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されること。

6 前各項に規定するもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下の幅は、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備したユニット型特別養護老人ホームであつて、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。

二 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 廊下及び階段には手すりを設け、階段の傾斜は緩やかにすること。

四 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(運営規程)

第三十七条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 職員の職種、数及び職務の内容

三 入居定員

四 ユニットの数及び各ユニットの入居定員

五 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額

六 施設の利用に当たつての留意事項

七 非常災害対策

八 その他施設の運営に関する重要事項

(サービスの取扱方針)

第三十八条 入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じ、自らの

生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、必要な援助を行うことにより、入居者の生活を支援するものとして行われなければならない。

2 入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者へのサービスの提供に当たっては、当該入居者又はその家族に対し、当該施設のサービスの提供方法その他必要な事項について、説明しなければならない。

6 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者へのサービスの提供に当たっては、当該サービスの提供を受ける入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに理由を記録しなければならない。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第三十九条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、必要な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう支援しなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただ

し、やむを得ない場合は、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な支援を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、褥瘡じよくそうが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 ユニット型特別養護老人ホームは、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他日常生活上の行為を支援しなければならない。

7 ユニット型特別養護老人ホームは、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、当該入居者の負担により、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第四十条 ユニット型特別養護老人ホームは、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じ、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じ、可能な限り自立して食事を行うことができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、入居者の意思を尊重しつつ、共同生活室で食事を行うことを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第四十一条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の嗜好に依じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、行政機関等に対して入居者が行うべき手続について、当該入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入居者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、常に入居者とその家族との連携及びその交流等の機会の確保に努めなければならない。

4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(定員の遵守)

第四十二条 ユニット型特別養護老人ホームは、各ユニットの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第四十三条 第五条から第八条まで、第十条、第十二条、第十四条、第十五条、第十九条、第二十一条から第二十三条まで及び第二十五条から第三十二条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームにおいて準用する。この場合において、第七条第二項中「次条、第九条及び第十三条から第三十二条まで」とあるのは「第三十五条及び第三十七条から第四十二条まで並びに第四十三条において準用する第八条、第十四条、第十五条、第十九条、第二十一条から第二十三条まで及び第二十五条から第三十二条まで」と、第三十二条第二項第四号中「第二十八条第二項」とあるのは「第四十三条において準用する第二十八条第二項」と、同項第五号中「第三十条第二項」とあるのは「第四十三条において準用する第三十条第二項」と読み替えるものとする。

第四章 地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(趣旨)

第四十四条 前二章の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が二十九人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(職員の配置の基準)

第四十五条 地域密着型特別養護老人ホームは、次に掲げる職員を規則で定める基準に

より置かなければならない。

一 施設長

二 医師

三 生活相談員

四 介護職員又は看護職員

五 栄養士

六 機能訓練指導員

七 調理員、事務員その他の職員

(設備の基準)

第四十六条 地域密着型特別養護老人ホームの建物（入所者の生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定める地域密着型特別養護老人ホームの建物の場合は、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めた地域密着型特別養護老人ホームの建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 地域密着型特別養護老人ホームは、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であつて、かつ、入所者の処遇に支障がないときは、この限りでない。

一 居室

二 静養室

三 食堂

四 浴室

五 洗面設備

六 便所

七 医務室

- 八 調理室
 - 九 介護職員室
 - 十 看護職員室
 - 十一 機能訓練室
 - 十二 面談室
 - 十三 洗濯室又は洗濯場
 - 十四 汚物処理室
 - 十五 介護材料室
 - 十六 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備
- 4 居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。
- 一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者のプライバシーに配慮するとともに、容易に個室に転換できるよう設計上の工夫を行う場合は、二人以上四人以下とすることができる。
 - 二 地階に設けないこと。
 - 三 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。
 - 四 寝台又はこれに代わる設備、入所者の身の回り品を保管する設備及びブザー又はこれに代わる設備を備えること。
 - 五 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - 六 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。
- 5 居室等は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室等については、この限りでない。
- 一 次のいずれかの基準を満たすこと。
 - イ 居室等のある三階以上の各階に通じる特別避難階段を二以上（防災上避難等に有効な傾斜路を設ける場合又は車椅子若しくはストレッチャードで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外の避難階段を設ける場合は、一以上）設けること。
 - ロ 居室等のある三階以上の各階に通じる屋内の避難階段、エレベーター及び防災

- ハ 避難等に有効な傾斜路を設けること。
 - 八 居室等のある三階以上の各階に通じる屋内の避難階段及び屋外の避難階段、エレベーター並びに車椅子又はストレッチャードで通行するために必要な幅を有するバルコニーを設けること。
 - 二 三階以上の階にある居室等及び当該居室等と地上とを結ぶ廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げること。
 - 三 居室等のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されること。
- 6 前各項に規定するもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。
- 一 廊下の幅は、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。
 - 二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - 三 廊下及び階段には手すりを設け、階段の傾斜は緩やかにすること。
 - 四 居室等が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。
- (介護)
- 第四十七条 介護は、入所者の自立の支援及び生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じ、必要な技術をもって行われなければならない。
- 2 地域密着型特別養護老人ホームは、一週間に二回以上、入所者を入浴させ、又は清しきするとともに、その心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
 - 3 地域密着型特別養護老人ホームは、褥瘡じよくそうが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
 - 4 地域密着型特別養護老人ホームは、前三項に規定するもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の介護を適切に行わなければならない。

5 地域密着型特別養護老人ホームは、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

6 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、当該入所者の負担により、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。(地域との連携等)

第四十八条 地域密着型特別養護老人ホームは、運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民等の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区市町村の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会(以下「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 地域密着型特別養護老人ホームは、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

3 地域密着型特別養護老人ホームは、運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

4 地域密着型特別養護老人ホームは、運営に当たっては、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。

(準用)

第四十九条 第三条、第五条から第十条まで、第十二条から第十六条まで、第十八条から第二十八条まで及び第三十条から第三十二条までの規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第七条第二項中「次条、第九条及び第十三条から第三十二条まで」とあるのは「第四十七条及び第四十八条並びに第四十九条において準用する第八条、第九条、第十三条から第十六条まで、第十八条から第二十八条まで及び第三十条から第三十二条まで」と、第三十二条第二項第四号中「第二十八条第二項」とあるのは「第四十九条において準用する第二十八条第二項」と、同項第五号中「第三十条第二項」とあるのは「第四十九条において準用する第三十条

第二項」と読み替えるものとする。

第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(趣旨)

第五十条 前三章(第四十五条を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(施設の全部において各ユニットで入居者の生活が営まれ、当該入居者に対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。(設備の基準)

第五十一条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物(入居者の生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、規則で定めるユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物の場合は、準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であつて、かつ、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、この限りでない。

- 一 ユニット
- 二 浴室
- 三 医務室
- 四 調理室
- 五 洗濯室又は洗濯場
- 六 汚物処理室
- 七 介護材料室
- 八 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 ユニット(居室に限る。)は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、十二人以下としなければならない。

三 地階に設けないこと。

四 一の居室の床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、第一号ただし書に規定する場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

五 ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者相互間の視線の遮断を確保すること。

六 寝台又はこれに代わる設備及びブザー又はこれに代わる設備を備えること。

七 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

八 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。

九 床面積の十四分の一以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

5 ユニット及び浴室は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。

一 次のいずれかの基準を満たすこと。

イ ユニット又は浴室のある三階以上の各階に通じる特別避難階段を二以上(防災上避難等に有効な傾斜路を設ける場合又は車椅子若しくはストレッチャードで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外の避難階段を設ける場合は、一以上)設けること。

ロ ユニット又は浴室のある三階以上の各階に通じる屋内の避難階段、エレベーター及び防災上避難等に有効な傾斜路を設けること。

ハ ユニット又は浴室のある三階以上の各階に通じる屋内の避難階段及び屋外の避

難階段、エレベーター並びに車椅子又はストレッチャードで通行するために必要な幅を有するバルコニーを設けること。

二 三階以上の階にあるユニット又は浴室及び当該設備と地上とを結ぶ廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げること。

三 ユニット又は浴室のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されること。

6 前各項に規定するもののほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下の幅は、一・五メートル以上(中廊下にあつては、一・八メートル以上)とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。

二 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

三 廊下及び階段には手すりを設け、階段の傾斜は緩やかにすること。

四 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

(介護)

第五十二条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、必要な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう支援しなければならない。

3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じ、排せつ

の自立について必要な支援を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、褥瘡じよくそうが発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、前各項に規定するもののほか、入居者が行ふ離床、着替え、整容その他日常生活上の行為を支援しなければならない。

7 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、常時一人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

8 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者に対し、当該入居者の負担により、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(準用)

第五十三条 第五条から第八条まで、第十条、第十二条、第十四条、第十五条、第十九条、第二十一条から第二十三条まで、第二十五条から第二十八条まで、第三十条から第三十二条まで、第三十四条、第三十五条、第三十七条、第三十八条、第四十条から第四十二条まで及び第四十八条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに準用する。この場合において、第七条第二項中「次条、第九条及び第十三条から第三十二条まで」とあるのは「第五十二条並びに第五十三条において準用する第八条、第十四条、第十五条、第十九条、第二十一条から第二十三条まで、第二十五条から第二十八条まで、第三十条から第三十二条まで、第三十五条、第三十七条、第三十八条、第四十条から第四十二条まで及び第四十八条」と、第三十二条第二項第四号中「第二十八條第二項」とあるのは「第五十三条において準用する第二十八條第二項」と、同項第五号中「第三十條第二項」とあるのは「第五十三条において準用する第三十條第二項」と読み替えるものとする。

第六章 雑則

第五十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホーム(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)

における第十一条第四項第一号及び第四十六條第四項第一号の規定の適用については、第十一条第四項第一号及び第四十六條第四項第一号中「一人とすること。ただし、入所者のプライバシーに配慮するとともに、容易に個室に転換できるよう設計上の工夫を行う場合は、二人以上四人以下とすることができる」とあるのは、「四人以下とすること」と読み替えるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、平成十二年四月一日前から存する特別養護老人ホームの建物(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)における第十一条第四項第一号及び第三号並びに第四十六條第四項第一号及び第三号の規定の適用については、第十一条第四項第一号中「一人とすること。ただし、入所者のプライバシーに配慮するとともに、容易に個室に転換できるよう設計上の工夫を行う場合は、二人以上四人以下とすることができる」とあるのは「原則として四人以下とすること」と、同項第三号中「十・六五平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、四・九五平方メートル」と、第四十六條第四項第一号中「一人とすること。ただし、入所者のプライバシーに配慮するとともに、容易に個室に転換できるよう設計上の工夫を行う場合は、二人以上四人以下とすることができる」とあるのは「原則として四人以下とすること」と、同項第三号中「十・六五平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、四・九五平方メートル」と読み替えるものとする。

4 前二項の規定にかかわらず、昭和六十二年三月九日前から存する特別養護老人ホームにおける第十一条第四項第一号及び第四十六條第四項第一号の規定の適用については、第十一条第四項第一号及び第四十六條第四項第一号中「一人とすること。ただし、入所者のプライバシーに配慮するとともに、容易に個室に転換できるよう設計上の工夫を行う場合は、二人以上四人以下とすることができる」とあるのは、「八人以下と

すること」と読み替えるものとする。

5 昭和六十二年三月九日前から存する特別養護老人ホーム（平成十六年四月一日以降に全面的に改築されたものを除く。）については、第十一条第三項第十四号、第三十六条第三項第六号、第四十六条第三項第十四号及び第五十一条第三項第六号の規定は、当分の間適用しない。

6 一般病床、精神病床（介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。）若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行い、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における第十一条第六項第一号、第三十六条第六項第一号、第四十六条第六項第一号及び第五十一条第六項第一号の規定の適用については、第十一条第六項第一号中「一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）」とすること。ただし、既存建物の改修により整備した特別養護老人ホームであつて、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない」とあるのは「一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）」とすること」と、第三十六条第六項第一号中「一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）」とすること。ただし、既存建物の改修により整備したユニット型特別養護老人ホームであつて、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない」とあるのは「一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）」とすること」と、第四十六条第六項第一号及び第五十一条第六項第一号中「一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）」とあるのは「一・二メートル以上（中廊下にあつては、一・六メートル以上）」と読み替えるものとする。

7 平成十四年八月七日前から存する特別養護老人ホーム（同日後に建物の規模又は構

造を変更したものを除く。）は、特別養護老人ホームであつてユニット型特別養護老人ホームでないものとみなす。ただし、当該特別養護老人ホームが、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第一百七号）による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第十二条及び第三章に規定する基準を満たし、かつ、その旨を知事に申し出た場合は、この限りでない。

（一部ユニット型特別養護老人ホームに係る経過措置）

8 平成十五年四月一日以前に法第十五条の規定により設置された特別養護老人ホーム（同日において建築中のものであつて、同月二日以降に同条の規定により設置されたものを含む。以下「平成十五年前特別養護老人ホーム」という。）であつて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第六号）による改正前の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「特別養護老人ホーム旧基準」という。）第四十三条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームであるもの（平成二十三年九月一日に改修、改築又は増築中の平成十五年前特別養護老人ホーム（第三十三条に規定するユニット型特別養護老人ホームを除く。）であつて、同日後に特別養護老人ホーム旧基準第四十三条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームに該当することとなるものを含む。以下「一部ユニット型特別養護老人ホーム」という。）のうち、介護保険法第四十八条第一項の指定を受けている介護老人福祉施設であるものについては、同日以降最初の指定の更新までの間は、次項から第十八項までの規定によることができる。

9 一部ユニット型特別養護老人ホームの基本方針は、各ユニットで入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあつては第三十四条に、それ以外の部分にあつては第三条に定めるところによる。

10 一部ユニット型特別養護老人ホームの勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては第三十五条に、それ以外の部分にあつては第九条に定めるところによる。

11 一部ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、ユニット部分にあつては第三十六条に、それ以外の部分にあつては第十一条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室及び事務室その他の運

管上必要な設備については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

12 一部ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 職員の職種、数及び職務の内容

三 ユニット部分の入居定員及びそれ以外の部分の入所定員

四 ユニット部分のユニットの数及び各ユニットの入居定員

五 ユニット部分の入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額

六 ユニット部分以外の部分の入所者へのサービスの提供の内容及び費用の額

七 施設の利用に当たつての留意事項

八 非常災害対策

九 その他施設の運営に関する重要事項

13 一部ユニット型特別養護老人ホームのサービスの取扱方針は、ユニット部分にあつては第三十八条に、それ以外の部分にあつては第十六条に定めるところによる。

14 一部ユニット型特別養護老人ホームの介護は、ユニット部分にあつては第三十九条に、それ以外の部分にあつては第十七条に定めるところによる。

15 一部ユニット型特別養護老人ホームの食事は、ユニット部分にあつては第四十条に、それ以外の部分にあつては第十八条に定めるところによる。

16 一部ユニット型特別養護老人ホームの社会生活上の便宜の提供等は、ユニット部分にあつては第四十一条に、それ以外の部分にあつては第二十条に定めるところによる。

17 一部ユニット型特別養護老人ホームの定員の遵守は、ユニット部分にあつては第四十二条に、それ以外の部分にあつては第二十四条に定めるところによる。

18 第五条から第八条まで、第十条、第十二条、第十四条、第十五条、第十九条、第二十一条から第二十三条まで及び第二十五条から第三十二条までの規定は、一部ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第七条第二項中「次

条、第九条及び第十三条から第三十二条まで」とあるのは「第九条、第十六条から第

十八条まで、第二十条、第二十四条、第三十五条、第三十八条から第四十二条まで及び附則第十二項並びに附則第十八項において準用する第八条、第十四条、第十五条、第十九条、第二十一条から第二十三条まで及び第二十五条から第三十二条まで」と、第三十二条第二項第四号中「第二十八条第二項」とあるのは「附則第十八項において準用する第二十八条第二項」と、同項第五号中「第三十条第二項」とあるのは「附則第十八項において準用する第三十条第二項」と読み替えるものとする。

東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を公布する。
平成二十四年三月三十日
東京都知事 石 原 慎太郎

●東京都条例第四十一条

東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例

目次

- 第一章 総則 (第一条―第三条)
- 第二章 人員に関する基準 (第四条)
- 第三章 設備に関する基準 (第五条)
- 第四章 運営に関する基準 (第六条―第四十一条)
- 第五章 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準
 - 第一節 趣旨及び基本方針 (第四十二条・第四十三条)
 - 第二節 設備に関する基準 (第四十四条)
 - 第三節 運営に関する基準 (第四十五条―第五十二条)
 - 第六章 雑則 (第五十三条)
- 附則
- 第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第八十八条第一項及び第二項の規定に基づき、東京都における指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(基本方針)

第三条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の居宅における生活への復帰に向けて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談、援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立つて指定介護福祉施設サービスの提供に努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、特別区及び市町村(以下「区市町村」という。)、居宅介護支援事業者(居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。)、居宅サービス事業者(居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。)、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二章 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第四条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる従業者を東京都規則(以下「規則」という。)で定める基準により置かなければならない。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設で他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営が見込まれるとともに入所者の処遇に支障がないものにあつては第四号の栄養士を、規則で定める指定介護老人福祉施設にあつては規則で定める従業者を置かないことができる。

- 一 医師
- 二 生活相談員
- 三 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。)
- 四 栄養士

五 機能訓練指導員

六 介護支援専門員

第三章 設備に関する基準

(設備)

第五条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 居室
 - 二 静養室
 - 三 浴室
 - 四 洗面設備
 - 五 便所
 - 六 医務室
 - 七 食堂
 - 八 機能訓練室
 - 九 廊下
 - 十 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
- 2 居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。
- 一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者のプライバシーに配慮するとともに、容易に個室に転換できるよう設計上の工夫を行う場合は、二人以上四人以下とすることができる。
 - 二 入所者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。
 - 三 プザー又はこれに代わる設備を設けること。
- 3 居室、静養室、浴室、食堂及び機能訓練室(以下「居室等」という。)は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室等については、この限りでない。
- 一 次のいずれかの基準を満たすこと。
 - イ 居室等のある三階以上の各階に通じる特別避難階段(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十三条第三項に規定する特別避難階段をいう。以下同じ。)を二以上(防災上避難等に有効な傾斜路を設ける場合又は車椅子

子若しくはストレッチャードで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外の避難階段（同条第二項に規定する避難階段をいう。以下同じ。）を設ける場合は、一以上）設けること。

ロ 居室等のある三階以上の各階に通じる屋内の避難階段（建築基準法施行令第百二十三条第一項に規定する避難階段をいう。以下同じ。）、エレベーター及び防災上避難等に有効な傾斜路を設けること。

ハ 居室等のある三階以上の各階に通じる屋内の避難階段及び屋外の避難階段、エレベーター並びに車椅子又はストレッチャードで通行するために必要な幅を有するバルコニーを設けること。

二 三階以上の階にある居室等及び当該居室等と地上とを結ぶ廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げること。

三 居室等のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備（建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備をいう。以下同じ。）により防災上有効に区画されること。

4 前三項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下の幅は、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備した指定介護老人福祉施設であつて、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。

5 第一項各号に掲げる設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならぬ。ただし、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

第四章 運営に関する基準

（管理者による管理）

第六条 指定介護老人福祉施設を管理する者（以下「管理者」という。）は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該

指定介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は当該指定介護老人福祉施設のサテライト型居住施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第三百三十一條第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができる。

（管理者の責務等）

第七条 管理者は、当該指定介護老人福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

3 管理者は、従業者がこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

（計画担当介護支援専門員の責務等）

第八条 前条第二項の規定により施設サービス計画の作成に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 入所申込者の入所に際し、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況その他必要な事項を把握すること。

二 入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該入所者の居宅における生活の可能性について定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができるかと認められる入所者に対し、本人及びその家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。

三 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

四 第二十条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、当該入所者の心身の状

況並びにその理由を記録すること。

五 第三十六条第二項に規定する苦情の内容等並びに第三十八条第二項に規定する事
故の状況及び処置を記録すること。

2 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該指定介護老人福祉施設の所在する地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を施設サービス計画に含めるよう努めるとともに、当該入所者について、有する能力、置かれている環境等の評価を通じて現に抱える問題点を明らかにし、当該入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での課題を把握しなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する課題の把握（以下この条において「アセスメント」という。）に当たっては、当該入所者及びその家族に面接を行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を当該入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び当該入所者についてのアセスメントの結果に基づき、当該入所者の家族の希望を勘案して、当該入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の課題、指定介護福祉施設サービスに係る目標及びその達成時期、内容並びに提供上の留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護職員、看護職員その他の指定介護福祉施設サービスの提供に当たる計画担当介護支援専門員以外の担当者（以下この条において単に「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるとともに、当該入所者又はその家族に対して説明し、文書により当該入所者の同意を得なければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、当該施設サービス計画についての実施状況の把握（当該入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を

行い、必要に応じ変更を行わなければならない。この場合においては、第二項から前項までの規定を準用する。

8 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する計画の実施状況の把握（以下この項において「モニタリング」という。）に当たっては、当該入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情がない限り、定期的に当該入所者に面接し、かつ、モニタリングを行い、その結果を記録しなければならない。

9 計画担当介護支援専門員は、入所者が要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求めなければならない。
(運営規程)

第九條 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入所定員

四 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

五 施設の利用に当たっての留意事項

六 非常災害対策

七 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第十條 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の従業者によつて指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさないサービスについては、この限りでない。

3 指定介護老人福祉施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(入退所)

第十一条 指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室において介護を受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を控除した数を超えている場合は、介護の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、当該入所申込者に係る居室介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居室サービス等の利用状況その他必要な事項の把握に努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該入所者の居室における生活の可能性について、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者間で定期的に協議するとともに、居室において日常生活を営むことができるかと認められる入所者に対し、本人及びその家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居室サービス計画の作成等の援助に資するため、居室介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第十二条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定介護福祉施設サービスの提供の開始について当該入所申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、当該入所申込者又はその家族の同意を得て、前

項の重要事項を電子情報処理組織（指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による同意を得なければならない。

3 電磁的方法は、入所申込者又はその家族が当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるとでなければならない。

4 第二項後段の同意を得た指定介護老人福祉施設は、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第一項の重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該入所申込者又はその家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び第二項後段の同意をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第十三条 指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく、指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十四条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認める場合は、病院、診療所又は介護老人保健施設の紹介等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第十五条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、入所者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するよう努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第十六条 指定介護老人福祉施設は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない入所申込者に対しては、当該入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者の受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の三十日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十七条 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスの具体的な内容その他の必要な事項を記録するとともに、入所に際しては当該入所の日並びに入所する介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては当該退所の日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

(利用料等の受領)

第十八条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービス（法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費が入所者に代わり当該指定介護老人福祉施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護福祉施設サービスをいう。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際には、入所者から利用料（施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る当該入所者が負担すべき対価をいう。以下同じ。）の一部として、当該サービスについて同条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該費用の額とする。次項において「施設サービス費用基準額」という。）から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額

との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、前二項に定める場合において入所者から支払を受ける額のほか規則で定める費用の額の支払を受けることができる。

4 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する費用の額に係る指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該指定介護福祉施設サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、規則で定める費用については、文書による同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第十九条 指定介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、当該指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付しなければならない。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第二十条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入所者の心身の状況等に応じ、処遇を適切に行わなければならない。

2 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、説明しなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該指定介護福祉施設サービスの提供を受ける入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに理由を記録しなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、

常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第二十一条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じ、必要な技術をもって行われなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、一週間に二回以上、入所者を入浴させ、又は清しきするとともに、その心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な援助を行い、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、前三項に規定するもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の介護を適切に行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、当該入所者の負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事)

第二十二条 指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供するとともに、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を行うことを支援しなければならない。

(相談及び援助)

第二十三条 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第二十四条 指定介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ、入所者のためのレクリエーションその他交流行事を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、行政機関等に対して入所者が行うべき手続について、当該入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入所者の同意を得て、代

わって行わなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、常に入所者とその家族との連携及びその交流等の機会の確保に努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

第二十五条 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況等に応じ、日常生活を営む上で必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第二十六条 指定介護老人福祉施設の医師及び看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、健康保持のための必要な措置を講じなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第二十七条 指定介護老人福祉施設は、入所者が、病院又は診療所に入院する必要がある場合であつて、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、当該入所者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じ適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、当該入所者が退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(入所者に関する区市町村への通知)

第二十八条 指定介護老人福祉施設は、入所者が正当な理由なく、指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたこと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第二十九条 指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第三十条 指定介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(協力病院等)

第三十一条 指定介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院（当該指定介護老人福祉施設との間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。）を定めなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定介護老人福祉施設との間で、入所者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めなければならない。

(揭示)

第三十二条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(秘密保持等)

第三十三条 指定介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者等に対し、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により当該入所者の同意を得なければならない。

(広告)

第三十四条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようしなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第三十五条 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護認定を受けている被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定介護老人福祉施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第三十六条 指定介護老人福祉施設は、入所者及びその家族からの指定介護福祉施設サービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、法第二十三条の規定による区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、入所者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該区市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この項において同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

(地域との連携等)

第三十七条 指定介護老人福祉施設は、運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、運営に当たっては、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十八条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(非常災害対策)

第三十九条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的な計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に、これらを従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(会計の区分)

第四十条 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第四十一条 指定介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該入所者の退所の日から二年間保存しなければならない。

- 一 施設サービス計画
- 二 第十七条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに理由の記録

四 第二十八条に規定する区市町村への通知に係る記録

五 第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 第三十八条第二項に規定する事故の状況及び処置についての記録

第五章 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準

第一節 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第四十二条 第一章、第三章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設(施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。))により一体的に構成される場所(以下「ユニット」という。))ごとに入居者の日常生活が営まれ、当該入居者に対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう(以下同じ。)(基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。)

(ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針)

第四十三条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居者の居室における生活への復帰に向けて、入居前の居室における生活と入居後の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(設備)

第二節 設備に関する基準

第四十四条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 ユニット

<p>イ 居室</p> <p>ロ 共同生活室</p> <p>ハ 洗面設備</p> <p>ニ 便所</p> <p>二 浴室</p> <p>三 医務室</p> <p>四 廊下</p> <p>五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>2 ユニット(居室に限る。)は、次に掲げる基準を満たさなければならない。</p> <p>一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者への指定介護福祉施設サービス上の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。</p> <p>二 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、十二人以下としなければならない。</p> <p>三 一の居室の床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、第一号ただし書に規定する場合にあっては、二十一・三平方メートル以上としなければならない。</p> <p>四 ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、入居者相互間の視線の遮断を確保すること。</p> <p>五 プザー又はこれに代わる設備を設けること。</p> <p>3 ユニット及び浴室は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。</p> <p>一 次のいずれかの基準を満たすこと。</p> <p>イ ユニット又は浴室のある三階以上の各階に通じる特別避難階段を二以上(防災上避難等に有効な傾斜路を設ける場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外の避難階段を設ける場合は、一以上)設けること。</p>
--

<p>ロ ユニット又は浴室のある三階以上の各階に通じる屋内の避難階段、エレベーター及び防災上避難等に有効な傾斜路を設けること。</p> <p>一 及び防災上避難等に有効な傾斜路を設けること。</p> <p>ハ ユニット又は浴室のある三階以上の各階に通じる屋内の避難階段及び屋外の避難階段、エレベーター並びに車椅子又はストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニーを設けること。</p> <p>二 三階以上の階にあるユニット又は浴室及び当該設備と地上とを結ぶ廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げること。</p> <p>三 ユニット又は浴室のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防火上有効に区画されること。</p> <p>4 前三項に規定するもののほか、ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>一 廊下の幅は、一・五メートル以上(中廊下にあつては、一・八メートル以上)とすること。ただし、既存建物の改修により整備したユニット型指定介護老人福祉施設であつて、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>二 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>三 廊下及び階段には手すりを設け、階段の傾斜は緩やかにすること。</p> <p>四 ユニット又は浴室が二階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすこと。</p> <p>5 第一項各号に掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>第三節 運営に関する基準</p> <p>(運営規程)</p> <p>第四十五条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>一 施設の目的及び運営の方針</p>

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員

四 ユニットの数及び各ユニットの入居定員

五 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

六 施設の利用に当たつての留意事項

七 非常災害対策

八 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第四十六条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう従業者の勤務体制を定めなければならない。

2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮し、規則で定める配置を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定介護老人福祉施設の従業者によって指定介護福祉施設サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に直接影響を及ぼさないサービスについては、この限りでない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第四十七条 指定介護福祉施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じ、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持つて生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 指定介護福祉施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、当該指定介護福祉施設サービスの提供の方法その他必要な事項について、説明しなければならない。

6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該指定介護福祉施設サービスの提供を受ける入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

7 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに理由を記録しなければならない。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第四十八条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、必要な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう支援しなければならない。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な支援を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、褥瘡じよくそうが発生しないよう適切な介護を行うと